

株式会社 小松製作所

第149回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2018年6月19日(火)午前10時

場所 | 帝国ホテル東京
本館2階「孔雀の間」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

※本年から、株主総会にご出席の株主様への記念品
(お土産)の配布を取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

KOMATSU

目次

第149回定時株主総会招集ご通知……………P1

インターネットによる議決権行使のご案内……………P3

株主総会参考書類……………P4

事業報告……………P22

連結計算書類……………P54

計算書類……………P57

監査報告……………P59

事業報告、連結計算書類および計算書類の一部は、
インターネット上の当社ウェブサイトに掲載して
おります。

<https://home.komatsu.jp/ir/>

株主の皆様へ



代表取締役社長

大橋 徹二

株主の皆様には、日頃よりコマツグループの活動にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。第149回定時株主総会を6月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご来場を心よりお待ちしております。当日のご出席が難しい株主の皆様には、郵送またはインターネットにより議決権をご行使いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

2017年度は、米国大手鉱山機械メーカーであるジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング株式会社）をコマツグループに新たに迎え、鉱山機械事業の拡大を図ったほか、「スマートコンストラクション」や「無人ダンプトラック運行システム（AHS）」等、コマツグループの強みである、ICTやIoTを活用したソリューションを展開し、現場の安全・生産性の向上と環境負荷低減の実現に努めてまいりました。

3カ年の中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide –Growth Toward Our 100th Anniversary (2021) and Beyond–」の最終年度となる2018年度も「イノベーションによる成長戦略」「既存事業の成長戦略」「土台強化のための構造改革」を3つの経営戦略として引き続き着実に取り組み、環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮と連動させつつ、当社創立100周年である2021年とその先の将来に向けて成長を加速させてまいります。

当社は、これからも現場主義を貫き、ダントツ商品、ダントツサービス、ダントツソリューションの提供を通じて、あらゆる「現場」でこれまでになかった新しい価値を創造する「イノベーション」を起こし、お客様や持続可能な社会に貢献してまいります。

株主の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2018年5月

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（4頁から21頁まで）をご検討いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2018年6月19日(火曜日)午前10時	
2. 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀の間」（メイン会場）	
3. 目的事項	報告事項	(1) 第149期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第149期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役賞与支給の件 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、その旨および理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

議決権行使方法のご案内

	当日ご出席	開催日時 2018年6月19日(火)午前10時
		受付開始 午前9時（予定）
		議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 ※当日、メイン会場が満席となった場合は、別会場をご案内します。 なお、別会場ではモニターでメイン会場の様子等をご覧いただけます。 ※株主総会における記念品(お土産)の配布は、本年より取りやめとさせていただきます。
	書面による議決権行使	行使期限 2018年6月18日(月)午後5時45分到着分まで
		議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。
	インターネット等による 議決権行使	行使期限 2018年6月18日(月)午後5時45分受付分まで
		当社指定ウェブサイト https://evote.tr.mufig.jp/
		上記にアクセスし、各議案に対する賛否をご入力ください。 アクセス手順等は次頁をご参照ください。

◎機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる開示について：当社ウェブサイト <https://home.komatsu.jp/ir/>

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「第149回定時株主総会招集ご通知」には記載しておりません。

I	事業報告	財産および損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な営業所および工場、会社の新株予約権等に関する事項
II	連結計算書類	連結純資産計算書、連結注記表
III	計算書類	株主資本等変動計算書、個別注記表

監査役が監査した事業報告ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本「第149回定時株主総会招集ご通知」に記載の各書類と、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の上記表中の事項となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



QRコードを利用して
アクセスすることも
可能です。

アクセス手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

画面上のボタン(※)をクリック

※携帯電話⇒「ログイン」

パソコン⇒「次の画面へ」

スマートフォン⇒「株主総会に関する手続き」

2 ログインする

お手持の議決権行使書用紙に記載された

「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、

「ログイン」をクリック

3 仮パスワードによるログインの際には、 自動的にパスワード変更お手続き画面になります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使期限

2018年6月18日(月)

午後5時45分

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

システムに関わる条件について



携帯電話による場合

以下のいずれかのサービスをご利用ください。なお、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



パソコン・スマートフォンの場合

ファイアーウォール、アンチウイルスソフトおよびproxyサーバー等の設定によっては、ご利用にできない場合もございます。

- 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の増大を目指し、健全な財務体質と柔軟で敏捷な企業体質作りに努めています。配当金につきましては、連結業績を反映した利益還元を実施し、引き続き安定的な配当の継続に努めていく方針です。

第149期の期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向を40%以上とし、連結配当性向が60%を超えないかぎり減配はしないとの配当方針に従い、また、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 48円 （前期比19円増額） 総額45,301,318,752円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2018年 6月20日 （水曜日）

なお、中間配当金36円を含めた当期の年間の配当金は、1株につき合計84円（前期比26円増額）となり、連結配当性向は40.3%となります。

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了となります。

つきましては、取締役8名（うち、社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	(ご参考)	
		当社における地位および担当 (2018年5月16日現在)	2017年度 取締役会への 出席率
1	再任 の野 じ くに お 夫 野 路 國 夫	取締役会長	100%
2	再任 おお はし てつ じ 大 橋 徹 二	代表取締役社長 CEO* ¹	100%
3	再任 ふじ つか みき お 夫 藤 塚 主 夫	代表取締役副社長 管理全般	100%
4	再任 おく まさ ゆき 社外 奥 正 之 独立	取締役	100%
5	再任 やぶ なか み と じ 社外 薮 中 三 十 二 独立	取締役	100%
6	再任 き がわ まこと 社外 木 川 眞 独立	取締役	100%
7	新任 お がわ ひろ ゆき 小 川 啓 之	専務執行役員 生産本部長 中期経営計画担当	-
8	新任 うら の くに こ 浦 野 邦 子	常務執行役員 人事・教育、安全・健康管理、広報、 CSR管掌	-

社外：社外取締役候補者

独立：当社の定める独立性判断基準（16頁）を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ている取締役候補者

*ご参考 当社の取締役・監査役選任に関する方針・手続について

当社取締役会は、適切な意思決定および経営監督の実現を図るため、社内および社外から、豊富な経験、高度な知見および専門性を有する者を複数選任しています。また、取締役および監査役候補者の選定にあたっては、判断の客観性と透明性を高めるため、人事諮問委員会の助言を得て決定しました。人事諮問委員会は、社外取締役3名、会長および社長で構成し、取締役および監査役候補者のほか、執行役員等の選解任を審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

また、社内出身の取締役および監査役につき、個々の経歴によって培われてきた見識と専門知識、積み上げられた経験を、選任議案の賛否判断の参考としていただくため、「略歴」を詳細に記載しています。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたって、独立性を重視しており、そのために独自の「独立性判断基準」を定めています。詳細は16頁に記載しています。



1 再任 の 野 路 國 夫 (生年月日：1946年11月17日)

- ▶在任年数 **19年**
- ▶取締役会への出席状況 **100%** 15回中15回
- ▶所有する当社株式の数 **166,600株**
- ▶重要な兼職の状況 株式会社リコー 社外取締役
日本電気株式会社 社外取締役
- ▶当社との間の特別の利害関係 **なし**

略歴および地位

1969年 4 月	当社 入社 技術本部実験部	2000年 4 月	生産本部長
1993年 6 月	建機事業本部技術本部生産管理部長	2000年 6 月	常務執行役員 就任
1995年 2 月	コマツドレッサーカンパニー (現 コマツアメリカ株式会社) チャタヌガ工場長	2001年 6 月	常務取締役 兼 常務執行役員 就任
1997年 3 月	情報システム本部長	2003年 4 月	取締役 兼 専務執行役員 就任 建機マーケティング本部長
1997年 6 月	取締役 就任	2007年 6 月	代表取締役社長 兼 CEO*1 就任
1999年 6 月	取締役 退任、執行役員 就任	2013年 4 月	代表取締役会長 就任
		2016年 4 月	取締役会長 就任 (現在に至る)

(注) 野路國夫氏は、1999年6月の執行役員制度の導入に伴い、同年同月に取締役を退任しています。



2

再任

おおはし てつじ
大橋 徹 二

(生年月日：1954年3月23日)

- ▶在任年数 9年
- ▶取締役会への出席状況 100% 15回中15回
- ▶所有する当社株式の数 88,500株
- ▶当社における担当 CEO*1
- ▶重要な兼職の状況 なし
- ▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1977年 4 月	当社 入社	2007年 4 月	執行役員 就任 生産本部長
1982年 6 月	米 スタンフォード大学大学院 留学 (～1984年6月)	2008年 4 月	常務執行役員 就任
1998年 10月	生産本部栗津工場管理部長	2009年 6 月	取締役 兼 常務執行役員 就任
2001年 10月	生産本部真岡工場長	2012年 4 月	取締役 兼 専務執行役員 就任
2004年 1 月	コマツアメリカ株式会社 社長 兼 COO*2	2013年 4 月	代表取締役社長 就任 (現在に至る) CEO*1 (現在に至る)



3

再任

ふじ つか みき お
藤 塚 主 夫

(生年月日：1955年3月13日)

- ▶在任年数 7年
- ▶取締役会への出席状況 100% 15回中15回
- ▶所有する当社株式の数 53,000株
- ▶当社における担当 管理全般
- ▶重要な兼職の状況 なし
- ▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1977年 4 月	当社 入社	2009年 2 月	経営企画室長 兼 グローバル・リテール・ファイナンス 事業本部長
1988年 7 月	小松オーストラリア株式会社 (～1994年2月)	2010年 4 月	常務執行役員 就任
2001年 6 月	管理部長	2011年 4 月	CFO*3
2005年 4 月	執行役員 就任	2011年 6 月	取締役 兼 常務執行役員 就任
2008年 4 月	グローバル・リテール・ファイナンス 事業本部長 兼 コマツビジネスサポート株式会社 代表取締役社長	2013年 4 月	取締役 兼 専務執行役員 就任
		2016年 4 月	代表取締役副社長 就任 (現在に至る)



4

再任

おく
奥まさ
正ゆき
之

社外

独立

(生年月日：1944年12月2日)

- ▶在任年数
- ▶取締役会への出席状況
- ▶所有する当社株式の数
- ▶重要な兼職の状況

4年

100% 15回中15回

0株

パナソニック株式会社 社外取締役
花王株式会社 社外取締役
中外製薬株式会社 社外取締役
東亜銀行有限公司 非常勤取締役
南海電気鉄道株式会社 社外監査役

- ▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1968年 4 月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2005年 6 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役会長 就任
1994年 6 月	同行 取締役 就任		株式会社三井住友銀行 代表取締役頭取 就任
1998年 11月	同行 常務取締役 就任		
2001年 1 月	同行 代表取締役専務取締役 就任	2011年 4 月	株式会社三井住友銀行 退任
2001年 4 月	株式会社三井住友銀行 代表取締役専務取締役 就任		株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 就任
2002年 12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役 就任	2014年 6 月	当社 取締役 就任 (現在に至る)
2003年 6 月	株式会社三井住友銀行 代表取締役副頭取 就任	2017年 4 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役
		2017年 6 月	同社 名誉顧問 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としたしました。

独立性に係る事項

奥正之氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

奥正之氏は、2001年1月から2011年4月まで、株式会社三井住友銀行（株式会社住友銀行当時を含む。）の代表取締役専務取締役、代表取締役副頭取および代表取締役頭取を歴任していましたが、同行を退任して7年以上が経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。同行は、当社および当社の連結子会社の複数ある主な借入先のひとつであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。直近事業年度末時点において、同行からの借入残高は1,307億円であり、全借入額の16.1%です。(36頁)

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

奥正之氏が2008年6月から現在に至るまで社外取締役を務めているパナソニック株式会社は、ブラウン管事業の独占禁止法違反行為に関し、2012年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受け、裁判所で争いましたが、2016年7月に欧州司法裁判所により棄却され制裁が確定しました。また、同社は、二次電池事業の独占禁止法違反行為に関し、2016年12月に欧州委員会に制裁金を支払うことで和解しました。ただし、これらの違反行為があった時点では、同氏は、同社の社外取締役には就任しておりませんでした。また、同社は、自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し、2013年7月に米国司法省および2014年2月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意しました。また、同社および同社の米国子会社であるパナソニックアビオニクス株式会社（以下、PAC）は、PACによる航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関して、米国証券取引委員会および米国司法省との間で、連邦海外腐敗行為防止法およびその他の米国証券関連法違反の疑いによる調査に関し、2018年5月に米国政府への280百万米ドルの支払いおよびコンプライアンス改善のための各種取り組みについて合意しました。同氏は、各違反行為の判明までは各違反行為を認識しておりませんでした。同氏は、平素より法令順守の視点に立ち、同社取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることがないよう努めておりました。また、これらの事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示し、再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しました。



5

再任

やぶ
数

なか
中

み
三

と
十

じ
二

社外

独立

(生年月日：1948年1月23日)

▶在任年数

4年

▶取締役会への出席状況

100% 15回中15回

▶所有する当社株式の数

0株

▶重要な兼職の状況

三菱電機株式会社 社外取締役
高砂熱学工業株式会社 社外取締役

▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1969年 4 月 外務省 入省
2008年 1 月 同省 事務次官 就任
2010年 8 月 同省 顧問 就任
2014年 6 月 当社 取締役 就任（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由

数中三十二氏は、外務省事務次官を務めた経歴を有し、国家間の政策調整や在外領事等に活躍し、国際社会における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値を高めることに寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

独立性に係る事項

数中三十二氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

藪中三十二氏が2012年6月から現在に至るまで社外取締役を務めている三菱電機株式会社は、一部の自動車部品の取引に関して独占禁止法違反行為があったとして、2012年11月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2013年9月に米国司法省との間で罰金を支払うことに合意し、また、2014年8月以降、中華人民共和国国家発展改革委員会、欧州委員会等から課徴金の支払いを命じられました。同氏は、当該違反行為があった時点では同社の社外取締役に就任していませんでしたが、就任後は同社取締役会等を通じて事実関係の調査状況や再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等への取り組みに関し進捗確認や意見表明をしております。

藪中三十二氏が2014年6月から現在に至るまで社外取締役を務めている高砂熱学工業株式会社および同社元従業員は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して独占禁止法違反行為があったとして、2014年11月に東京地方裁判所からそれぞれ罰金刑および懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、いずれも確定いたしました。また、同社は、当該違反行為に関して、2015年1月、国土交通省から営業停止処分を受けました。同氏は、当該違反行為があった時点では同社の社外取締役に就任していませんでしたが、就任後は同社取締役会等を通じて法令順守の観点から指摘、意見を述べるとともに、当該違反行為に関する事実の確認および徹底した原因の究明ならびに再発防止についての提言等を行っております。

藪中三十二氏が2011年6月から2017年6月まで社外取締役を務めていた川崎汽船株式会社は、自動車等の貨物運送に関して独占禁止法違反行為があったとして、2014年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年9月に米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引に合意し、2015年12月に中華人民共和国国家発展改革委員会から制裁金の支払いを命じられ、2018年2月に欧州委員会から制裁金の支払いを命じられました。同氏は、当該違反行為の判明までは当該違反行為を認識していませんでしたが、平素より法令順守の視点に立ち、同社取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされないことがないよう努めておりました。また、事実判明後は、取締役会等を通じて当該事実の調査および再発防止の指示等を行っておりました。



6

再任

木

川

眞

社外

独立

(生年月日：1949年12月31日)

- ▶在任年数 2年
- ▶取締役会への出席状況 100% 15回中15回
- ▶所有する当社株式の数 0株
- ▶重要な兼職の状況 ヤマトホールディングス株式会社 取締役会長
- ▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1973年 4 月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2005年 11 月	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役常務 就任
2004年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 常務取締役リスク管理グループ統括役員 兼 人事グループ統括役員 就任	2006年 4 月	同社 代表取締役常務執行役員 就任
2005年 3 月	株式会社みずほコーポレート銀行 退任	2006年 6 月	同社 代表取締役専務執行役員 就任
2005年 4 月	ヤマト運輸株式会社 (現 ヤマトホールディングス株式会社) 入社	2007年 3 月	同社 代表取締役執行役員 就任 ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 就任
2005年 6 月	同社 常務取締役グループ経営戦略本部長 就任	2011年 4 月	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 就任
		2015年 4 月	同社 代表取締役会長 就任
		2016年 6 月	当社 取締役 就任 (現在に至る)
		2018年 4 月	ヤマトホールディングス株式会社 取締役会長 就任 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社およびヤマト運輸株式会社の代表取締役を務めた経歴を有し、ICTの活用やビジネスモデルの変革等、戦略的かつ先進的な企業経営に取り組むなど、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社の経営戦略に対する適切なモニタリングを行い、中長期的な企業価値を高めることに寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

独立性に係る事項

木川眞氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の取締役会長を務めています。当社および当社の連結子会社は、ヤマト運輸株式会社をはじめとする同子会社に対し、運送費等の支払いがありますが、その金額は当社連結の直近事業年度における売上原価、販売費および一般管理費合計額の0.1%未満です。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

木川眞氏は、2005年6月よりヤマトホールディングス株式会社の取締役に就任し現在に至っておりますが、同社グループにおいて、昨今のEコマースの急拡大等により、体制の構築が追い付かない事態が発生し、それに伴い2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていないなどの問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」、「ワークライフバランスの推進」など「働き方改革」を最優先の課題とし、デリバリー事業をはじめ、さまざまな構造改革に取り組んでおります。



7

新任

お がわ ひろ ゆき
小 川 啓 之

(生年月日：1961年3月23日)

- ▶所有する当社株式の数 **10,100株**
- ▶当社における担当 生産本部長
中期経営計画担当
- ▶重要な兼職の状況 **なし**
- ▶当社との間の特別の利害関係 **なし**

略歴および地位

- | | | | |
|-----------|-------------------------|-----------|---|
| 1985年 4 月 | 当社 入社
川崎工場生産技術部生産技術課 | 2014年 4 月 | インドネシア総代表
兼 コマツマーケティング・サポートイン
ドネシア株式会社 会長（～2016年3月） |
| 2004年 4 月 | コマツアメリカ株式会社
チャタヌガ工場長 | 2015年 4 月 | 常務執行役員 就任 |
| 2007年 4 月 | 生産本部大阪工場管理部長 | 2016年 4 月 | 生産本部長（現在に至る） |
| 2010年 4 月 | 執行役員 就任
生産本部茨城工場長 | 2018年 4 月 | 専務執行役員 就任（現在に至る） |
| 2013年 4 月 | 生産本部調達本部長 | | |



8

新任

う ら の く に こ
浦 野 邦 子

(生年月日：1956年10月19日)

- ▶所有する当社株式の数 **18,100株**
- ▶当社における担当 人事・教育、安全・健康管理、広報、CSR管掌
- ▶重要な兼職の状況 **なし**
- ▶当社との間の特別の利害関係 **なし**

略歴および地位

- | | | | |
|-----------|-------------------|-----------|------------------|
| 1979年 4 月 | 当社 入社
人事部教育課 | 2011年 4 月 | 執行役員 就任 |
| 2005年 4 月 | 生産本部物流企画部長 | 2014年 4 月 | 人事部長 |
| 2010年 4 月 | コーポレートコミュニケーション部長 | 2016年 4 月 | 常務執行役員 就任（現在に至る） |

- *1 CEO：Chief Executive Officer（最高経営責任者）
- *2 COO：Chief Operating Officer（最高執行責任者）
- *3 CFO：Chief Financial Officer（最高財務責任者）

- (注) 1. 取締役再任候補者の在任年数は、最初に選任された株主総会日から本定時株主総会終結の時までを通算して表記しています。
2. 略歴および地位における当社の組織名称は、当時のものを使用しています。
3. 取締役会への出席状況は、2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）に開催された取締役会への出席状況を表しています。
4. 奥正之氏、数中三十二氏および木川眞氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役山口廣秀氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役1名（うち、社外監査役1名）の選任をお願いしたいと存じます。これにより、当社監査役は5名（うち、社外監査役3名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意をあらかじめ得ています。

候補者は次のとおりであります。

- 社外

：社外監査役候補者
- 独立

：当社の定める独立性判断基準（16頁）を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ている監査役候補者



再任

山

口

廣

秀

（生年月日：1951年3月6日）

▶在任年数

▶取締役会への出席状況

▶監査役会への出席状況

▶所有する当社株式の数

▶重要な兼職の状況

4年

100% 15回中15回

100% 15回中15回

0株

日興リサーチセンター株式会社 理事長
三井不動産レジデンシャル株式会社 社外監査役
日本郵船株式会社 社外監査役

▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1974年 4 月

日本銀行 入行

2008年 10月

同行 副総裁 就任

2013年 3 月

同行 退任

2013年 7 月

日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社（現 日興リサーチセンター株式会社）理事長 就任（現在に至る）

2014年 6 月

当社 監査役 就任（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

山口廣秀氏は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、金融界における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者となりました。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

独立性に係る事項

山口廣秀氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実

山口廣秀氏は、2016年6月から現在に至るまで日本郵船株式会社の社外監査役を務めています。同社の連結子会社であり中国国内で完成車輸送事業を営むNYK Car Carrier (China) 社における現地採用の元幹部らによる不正な費用支出等に関する強い疑いにつき、同氏は、本件報告を受けるまで当該行為を認識しておりませんでした。同氏はそれまでの法令順守に関する発言に加え、取締役会・監査役会などにおいて、原因究明と再発防止の徹底のために意見を表明しております。

- (注) 1. 在任年数は、最初に選任された株主総会日から本定時株主総会終結の時までを通算して表記しています。
2. 取締役会および監査役会への出席状況は、2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）に開催された取締役会および監査役会への出席状況を表しています。
3. 山口廣秀氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

*ご参考 当社監査役会の独立性について

第3号議案が承認可決されますと、当社の監査役会は5名、うち、過半数の3名は、独立役員である社外監査役により構成されることになります。当社の社外監査役の独立性に関しては次のとおりです。なお、独立性の判断基準につきましては、次頁に記載しています。

氏 名 (就任年月)	独立性に係る事項
山 口 廣 秀 (2014年6月)	上記「独立性に係る事項」に記載のとおりです。
篠 塚 英 子 (2015年6月)	篠塚英子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
大 野 恒太郎 (2017年6月)	大野恒太郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

(注) 重要な兼職の状況は46頁に記載のとおりです。

*ご参考 当社の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定めています。

〈1 基本的な考え方〉

独立社外役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断する。

〈2 独立性の判断基準〉

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

- (1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高等が、当該会社の売上高等の相当部分を占めている場合には、独立性がないものと判定する。

当社は、毎年、社外役員候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社および当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高等が、当社の売上高等の相当部分を占めている場合には、独立性がないものと判定する。
当社は、毎年、社外役員候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

- (3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断にあたっては、会社法施行規則第74条4項6号二または同規則第76条4項6号二の「多額の金銭その他の財産」に準じて判断する。

当該財産を得ている者が社外役員候補者が所属する法人等の団体である場合は、当該団体の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、独立性はないものと判定する。

- (4) 過去1年間に於いて、上記（1）から（3）のいずれかに該当していた者

- (5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記（1）から（4）に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役を判定する場合に限る）

(d) 過去1年間に於いて、上記(b)または(c)に該当していた者

(e) 過去1年間に於いて、当社の業務執行者であった者

(f) 過去1年間に於いて、当社の非業務執行取締役であった者（社外監査役を判定する場合に限る）

第4号議案 取締役賞与支給の件

当社の取締役報酬制度に基づき、第149期末在任の取締役8名に対して、総額2億5,500万円（うち、社外取締役3名に対して、総額900万円）の範囲で取締役賞与を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

当社の取締役報酬制度につきましては、「報酬等の決定に関する方針」（48頁）をご参照ください。

*ご参考 取締役報酬制度の改定について

当社は、報酬諮問委員会の審議結果およびその答申を踏まえ、2018年4月26日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役の報酬と業績との連動性をさらに高め、中長期的な企業価値向上に、より一層資する報酬制度に改定することを決議いたしました。

具体的には、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、固定報酬である基本報酬、ならびに単年度の連結業績による業績連動報酬（現金賞与および株式報酬A）に加え、新たに中期経営計画に掲げる経営目標の達成度合いを織り込んだ業績連動報酬（株式報酬B）を支給いたします。なお、株式報酬A・Bについては、株主の皆様との価値共有をより一層促進することを目的に、譲渡制限付株式にて支給するものといたします。

【社内取締役の報酬制度】

	基本報酬 (固定報酬)	単年度業績連動報酬 (月次報酬×0～24ヶ月)		
(現状)	月次報酬×12ヶ月	現金賞与 (原則として2/3) [12ヶ月を上限]	株式報酬 (原則として1/3) 行使価格を1円とする新株予約権	
↓				
(改定後)	月次報酬×12ヶ月	現金賞与 (原則として2/3) [12ヶ月を上限]	株式報酬A (原則として1/3) 譲渡制限付株式	中期経営計画業績連動報酬 (月次報酬×0～3ヶ月) 株式報酬B 譲渡制限付株式

新設

業績連動報酬のうち、現金賞与および株式報酬Aは、単年度の連結業績と連動するものであり、評価指標については48頁を参照ください。なお、今後、当該評価指標は取締役会の決議により変更されることがあります。

株式報酬Bについては、次表の現中期経営計画の経営目標の達成度合いに連動するものであり、その譲渡制限解除の決定に際しては、当該中期経営計画の最終年度における評価基準・指標の値に基づき決定します。なお、今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、次表の経営目標と評価基準・指標は取締役会の決議により変更されることがあります。

【現中期経営計画の経営目標（2016年度～2018年度）と評価基準・指標】

現中期経営計画の経営目標	評価基準・指標
成長性（業界水準を超える成長率を目指す）	主要他社との連結売上高成長率の比較*1
収益性（業界トップレベルの営業利益率を目指す）	主要他社との連結営業利益率の比較*1
効率性（ROE 10%レベルを目指す）	連結ROE 10%以上の達成
健全性（業界トップレベルの財務体質を目指す）	主要他社とのネット・デット・エクイティ・レシオ*2の比較*1
ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営	ESG中期活動目標の達成度

*1 国内外の主要同業他社との相対比較により評価

*2 ネット・デット・エクイティ・レシオ＝（有利子負債－現預金）／株主資本

現金賞与、株式報酬Aおよび株式報酬Bの上限額については、後記第5号議案および第6号議案に記載のとおりです。後記第6号議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して従前付与していた株式報酬としての新株予約権につき新たな付与はしないことといたします。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2004年6月開催の第135回定時株主総会において、月額6千万円以内、監査役の報酬額は、2012年6月開催の第143回定時株主総会において、月額1,350万円以内とそれぞれ承認されています。

このたび、当社の取締役の報酬額を月額から年額に改め、当該報酬額の範囲で社外取締役を除く取締役に対しては固定報酬である基本報酬に加えて現金賞与を支給することとしたうえで、グローバルな事業展開を一層進める中で、これまでの支給実績、国内外の水準および取締役の構成等も総合的に勘案し、年額15億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内）といたしたいと存じます。

なお、社外取締役ににつきましては、取締役会の一員として経営全般について提言するという役割をより明確にするため、今後は固定報酬である基本報酬のみを支給いたします。

取締役の基本報酬および現金賞与につきましては、上記報酬額の範囲で、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定するものといたします。

また、監査役の報酬額につきましても、監査役の責務の増大に見合う報酬とするため、取締役の報酬額の改定に合わせて、年額2億円以内といたしたいと存じます。監査役につきましては、引き続き固定報酬である基本報酬のみを支給いたします。

各監査役の基本報酬につきましては、上記報酬額の範囲で、監査役の協議により決定するものといたします。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き8名（うち、社外取締役3名）となります。また、現在の監査役は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は引き続き5名となります。

なお、当社の取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

前記「取締役報酬制度の改定について」（17頁から18頁）を踏まえ、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して付与する譲渡制限付株式に関する報酬額につきまして、ご承認をお願いするものであります。

【本制度の内容】

(1) 概 要

- 本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。
- 当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結します。対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)中は、本割当契約によって交付された株式(以下、「本割当株式」といいます。)を、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分(以下、「譲渡等」といいます。)することができないものとします(以下、「譲渡制限」といいます。)。なお、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定した業績条件の未達等、一定の事由が生じたことにより譲渡制限が解除されなかった株式につきましては、当社が、対象取締役から無償で取得します。
- その他の本制度の運用に関する事項につきましては、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

	株式報酬A (単年度業績連動型)	株式報酬B (中期経営計画業績連動型)
(2)報酬制度の構成	従来の株式報酬として付与する新株予約権に代わるものとして、当社の単年度の業績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度、決定した報酬額の一部を譲渡制限付株式により支給するもの。 原則として、交付より3年の後に譲渡制限を解除する。	当社の中期経営計画の期間を対象とし、対象取締役に對し、毎事業年度、役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を割り当てる。中期経営計画の期間の終了後、中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定し、原則として、交付より3年の後に譲渡制限を解除する。
(3)金銭報酬債権の額 および株式数の上限	金銭報酬債権の額： 年額3億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。） 本割当株式の総数： 1事業年度当たり23万9千株以内	金銭報酬債権の額： 年額1億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。） 本割当株式の総数： 1事業年度当たり12万株以内
	ただし、本定時株主総会終結後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本割当株式の総数を合理的に調整するものとする。	

	株式報酬A (単年度業績連動型)	株式報酬B (中期経営計画業績連動型)
(4)1株当たりの 払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。	
(5)譲渡制限期間	3年間とし、当該期間中、対象取締役は、本割当株式について譲渡等をしてはならないものとする。	
(6)譲渡制限の解除	原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。	原則として中期経営計画に掲げる主要な経営指標その他の取締役会が定める指標に基づき、中期経営計画の経営目標の達成度合い等に応じて、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。当社は、中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されないこととなった本割当株式について、当然に無償で取得する。
(7)退任時の取扱い	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、死亡により、当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、すべての譲渡制限を解除する。 譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下、「正当な退任理由」という。）なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、死亡により、当社の取締役を退任した場合には、(i)本割当株式を付与した時点から中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点より前までの間においては、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、(ii)中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においては、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。 譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、正当な退任理由なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

	株式報酬A (単年度業績連動型)	株式報酬B (中期経営計画業績連動型)
(8)組織再編等における取扱い	譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。	譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、(i)当該承認が、本割当株式を付与した時点から中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点より前までの間においてなされた場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該承認が、中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においてなされた場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
(9)その他取締役会で定める内容	その他の内容につきましては、取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。	

つきましては、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給するため、本制度に係る対象取締役の報酬額を、第5号議案に係る取締役（社外取締役を含みます。）の報酬額とは別に、「株式報酬A」につき年額3億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）、「株式報酬B」につき年額1億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）とする旨ご承認いただきたく存じます。

具体的な支給時期および配分につきましては、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定するものいたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は引き続き5名となります。本制度につきましては、社外取締役を対象とするものではありません。

*ご参考

当社は、本議案が承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結後に、当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

当社では、2010年6月開催の第141回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額3億6千万円以内（うち、社外取締役分は5千万円以内。使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）とする旨ご承認いただき、株式報酬として新株予約権を付与する取締役報酬制度を採用しておりましたが、本議案が承認可決された場合には、当該制度を廃止します。

以 上

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

コマツグループは、2019年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide –Growth Toward Our 100th Anniversary (2021) and Beyond–」を掲げ、①イノベーションによる成長戦略、②既存事業の成長戦略、③土台強化のための構造改革を3つの経営戦略として活動しています。

当期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の連結売上高は、2017年4月に買収した米国の大手鉱山機械メーカーであるジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング株式会社。以下、「コマツマイニング」）の新規連結の効果もあり、2兆5,011億円（前期比38.7%増）となりました。利益につきましては、営業利益は2,715億円（前期比56.0%増）、売上高営業利益率は前期に比べ1.2ポイント上回る10.9%となりました。税引前当期純利益は2,918億円（前期比75.3%増）、当社株主に帰属する当期純利益は1,964億円（前期比73.2%増）となりました。

	第148期		第149期
売 上 高	18,029 億円	38.7% 増	25,011 億円
営 業 利 益	1,740 億円	56.0% 増	2,715 億円
税 引 前 当 期 純 利 益	1,664 億円	75.3% 増	2,918 億円
当社株主に帰属する 当期純利益	1,133 億円	73.2% 増	1,964 億円

(注) 当社は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国会計基準に準拠し連結計算書類を作成しており、同基準に基づいた表示をしています。

建設機械・車両 部門

売上高

2兆 **2,809**億円
(前期比 44.7%増)

セグメント利益

2,759億円
(前期比 70.7%増)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

建設機械・車両部門では、中国やインドネシアをはじめ多くの地域で需要を着実に取り込んだことに加え、コマツマイニングの新規連結の効果もあり、売上高は2兆2,809億円（前期比44.7%増）となりました。セグメント利益は、コマツマイニングの買収に係る一時費用が発生したものの、各地で売上高が増加したことにより、2,759億円（前期比70.7%増）となりました。

排出ガス規制に関するオフロード法2014年基準（米国ではTier4 Final）に適合する中型油圧ショベル「PC200-11」および中型ICT油圧ショベル「PC200i-11」を2017年9月に発売しました。窒素酸化物等の排出を大幅に低減しながら生産性と燃費性能の両方で高いレベルを達成するなど、環境・安全・ICTに磨きをかけた最新機種を市場に導入し、販売拡大に努めました。



【新発売のPC200i-11】

(ご参考) PC200i-11

GNSS（全地球衛星測位システム）アンテナと補正情報を用いて算出したバケット刃先の位置情報を、施工設計データと照合しながら作業機（ブーム、アーム、バケット）操作を制御するマシンコントロール技術「インテリジェントマシンコントロール」をさらに進化させています。自動整地アシストなど従来のマシンコントロール機能を改善しながら、新たな機能として、バケット角度保持制御、締め叩き制御などを追加し、従来機より大幅な操作性の向上と施工時間の短縮を実現しています。

また、2015年2月にスタートした建設現場向けソリューション事業「スマートコンストラクション」を着実に推進し、これまでに5,000を超える現場に導入しました。

(ご参考：関連サイトのご紹介)

これまでにない現場を、これからも現場とともに。

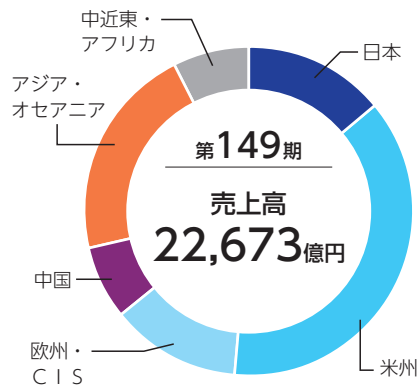
SMARTCONSTRUCTION

スマートコンストラクションについては、こちら（特集サイト）

⇒ <http://smartconstruction.komatsu/>



建設機械・車両部門の地域別売上高の状況（外部顧客向け売上高）



地 域		第149期売上高	前期比増減率
■ 日	本	3,156億円	4.7%増
	海	19,516億円	54.3%増
■ 米	州	8,530億円	57.6%増
■ 欧	州・C I S	2,890億円	40.3%増
■ 中	国	1,647億円	69.2%増
■ アジア*	・オセアニア	4,806億円	53.9%増
■ 中近東・アフリカ		1,641億円	52.5%増
合 計		22,673億円	44.8%増

* 日本および中国を除く。

トピックス コマツマイニングとの事業の統合とシナジーの創出

1. 統合の基本的な考え方と計画

当社は、2017年4月のジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）の買収後、カスタマーサポート水準の維持向上を大前提として、事業の統合を進めてまいりました。統合は以下の3つの視点から活動を進め、シナジー（相乗効果）による効果目標として、2021年度に「当該年度のコマツマイニングの売上高の約10%」を創出することを目指します。

売上の拡大	・直接販売・直接サービスを維持・強化しつつ、両社の顧客基盤や販路を活用 ・サービス拠点やグループ内サプライヤーの共同利用 ・両社技術の組み合わせによる新商品・ICTソリューションの開発 など
コストの削減	・グローバル供給体制（クロスソーシング）の推進 ・共同購買や倉庫・サプライチェーンの共用 ・業務の統合・専門性の強化 など
投資の抑制	・重複投資（地域内における類似投資）の精査と選別 など

2. 統合によるシナジー

当社（従来）とコマツマイニングには鉱山機械の商品構成に重複がなく、統合によるシナジーの創出は順調に進捗しています。

(鉱山機械の商品ラインナップ)

	露天掘向け製品										坑内掘向け製品					
製品名																
製品名	ブルドーザー	モーターグレーダー	ダンプトラック	油圧ショベル	機械駆動式ホイールローダー	電気駆動式ホイールローダー	ロープショベル	ドリル	ドラグライン	採掘機	運搬システム	ルーフサポート	ロードヘッダー	シアラー	LHD	
当社（従来）	✓	✓	✓	✓	✓											
コマツマイニング						✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

販売面では、両社が強みを持つ顧客基盤や販路を活用し、販売の拡大につなげました。これにより、米国の顧客に向けて、ホイールローダーなどの売上高が増加し、また、中南米の顧客から、ロープショベルの受注を獲得しました。当社子会社で建設・鉱山機械のバケットやツースを製造しているヘンズレー・インダストリーズ株式会社は、鉱山機械向けの製品の販売が増加しました。



【ホイールローダー】



【ロープショベル】

アフターサービスでは、両社の拠点を有効に活用し、売上高の増加と投資の抑制の効果が出ました。具体的には、チリではロープショベルのシリンダーや大型ブルドーザーのブレードの修理を、オーストラリアではダンプトラックの組立・整備について、お互いの拠点を活用することでシナジーを創出しています。



【ロープショベルのシリンダー】



【大型ブルドーザー】

このほか、調達先の集約や共同購買を行うことにより、米国、オーストラリア、ブラジルなどで、鋼材等の調達費用を削減しました。また、コマツマイニングの資金調達方法の変更による支払金利の削減や、オフィス統合によるコスト抑制を行いました。

当社は、コマツマイニングの事業の統合を引き続き進め、さらなるシナジーの創出を目指してまいります。

リテールファイナンス 部門	売上高	603億円 (前期比 22.8%増)
	セグメント利益	129億円 (前期比 191.1%増)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

リテールファイナンス部門では、北米での資産の増加などに伴い、売上高は603億円（前期比22.8%増）となりました。セグメント利益は、中国での引当金計上の影響がなくなったことなどに伴い、129億円（前期比191.1%増）となりました。

産業機械他 部門	売上高	1,854億円 (前期比 2.9%減)
	セグメント利益	144億円 (前期比 16.0%増)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。



【サーボプレスH2FM630】

産業機械他部門では、自動車業界向けの工作機械の販売増加などがあった一方、鍛圧機械やワイヤーソーおよび防衛省向け製品の販売減少などがあったことにより、売上高は1,854億円（前期比2.9%減）となりました。セグメント利益は144億円（前期比16.0%増）となりました。

当社子会社のコマツ産機株式会社は、本年3月に新型サーボプレス「H2FM630」を発売しました。新開発の「水冷式高トルクサーボモーター」や「大容量キャパシタ蓄電システム」を搭載し、従来機に比べて大幅な生産性・環境性の向上を実現しています。コマツグループが培ってきた技術・ノウハウと先進のICT技術を投入した最新機種を市場に導入し、販売拡大に努めています。

(2) ESG（環境・社会・ガバナンス）

当社は、2016年4月に発表した中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide –Growth Toward Our 100th Anniversary (2021) and Beyond–」にて、ESGを重視した経営を行うことを宣言しました。

当社は、これまでもESGを重視した取り組みを展開してきましたが、ビジネスパートナーも含めたガバナンス、コンプライアンス、安全対応をはじめとした「責任ある企業」としての行動を基本としながら、「本業を通じた社会的課題の解決」への取り組みをさらに強化していきます。

中期経営計画におけるESG各分野の重点活動項目

E（環境）	建設機械のライフサイクルにおけるCO ₂ 排出量削減 ・製品の使用によるCO ₂ 排出量削減 ・生産におけるCO ₂ 排出量削減
S（社会）	顧客現場の安全性向上 社会貢献活動 地域社会とともに成長
G（ガバナンス）	コーポレート・ガバナンス 安全、健康、コンプライアンス徹底 リスクマネジメント

以下ではESG各分野における取り組みの一部をご紹介しますが、これらの取り組みは事業活動と社会課題の解決とが合致した取り組みであり、当社が持続的に成長していくための源泉となります。

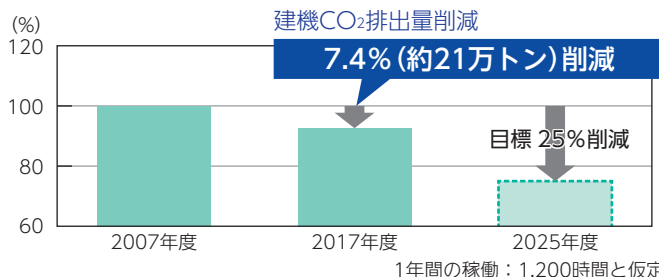
E（環境）への取り組み（国際的な非営利団体からの認定取得）

建設機械のライフサイクルにおける二酸化炭素（CO₂）排出量は、製品稼働中の排出がおおよそ90%を占めています。そこで、当社では製品から排出する作業時間あたりのCO₂を2025年度までに2007年度比で25%削減することを目標としました。ハイブリッド建機や、新排出ガス基準適合車のように建設機械の燃費性能を向上させたり、KOMTRAXを用いてお客様に低燃費運転方法の提案を行ったり、近年ではスマートコンストラクションによる効率的な施工を行うことで、建機稼働時のCO₂削減が進んでいます。目標の達成度は、各事業年度に生産した建設機械が、基準年度の同機種群と比べて燃費が良くなったことで減るCO₂排出量の総和を「CO₂削減貢献量」として見積った値で評価します。その結果、2017年度は、2007年度比で7.4%のCO₂削減となりました。その削減量は年間約21万トンとなり、2017年度に当社の国内工場で排出したCO₂量に相当します。

▶ 建機CO₂排出比率（2007年度基準）



【新排出ガス基準適合車(PC200-11)】



このようなCO₂削減を含む環境活動は外部からも高く評価され、当社は環境情報開示システムを提供する国際的な非営利団体であるCDP*から、2017年の「気候変動」および「ウォーター」の категорияでAリスト企業と認定されました。これらは気候変動および水資源管理の対応において世界的なリーダーである企業に与えられるものです。2017年のAリスト企業には160社のグローバル企業が選定され、その中で気候変動、ウォーターの両カテゴリーでAリスト企業として評価されたのは27社、日本企業では当社を含む6社となっています。当社は、今後も持続可能な社会の実現を目指して活動を続けていきます。

*CDP (旧名称 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)：国際的な非営利団体で、企業や政府が温室効果ガスの排出を減らし、水資源を守り、森林を守ることを促進しています。2017年には、世界全体の時価総額の55%相当を占める6,300社がCDPを通じて環境情報を開示しています。



【CDPの認定マーク】

S (社会) への取り組み (対人地雷・不発弾除去と復興支援)



【D85ブルドーザーベースの
対人地雷除去機】

当社は、2008年から認定特定非営利活動法人「日本地雷処理を支援する会 (JMAS)」と提携し、カンボジア等の国々において対人地雷の被害に苦しむ地域の地雷除去活動および復興までのコミュニティ開発事業を行ってきました。当社の専門技術やモノ作りに関する知恵を活用してD85ブルドーザーをベースに開発した対人地雷除去機や建設機械が現地で活躍しています。

カンボジアのように、戦後長い期間が経過し平和を取り戻した国々においても、戦時中に埋設されたまま取り残された対人地雷によって、毎年多くの一般市民が被害にあっています。被害者は農民や子供が多く、また地雷原とわかっていても、その土地に住まざるをえない住民も少なくありません。地雷除去作業は人力に頼っており、危険で時間

のかかる作業です。現場までの道路が劣悪であったり、学校のすぐ脇が地雷原であるというケースもあります。

当社は、社会貢献活動の一環として、地雷被災国へ無償で機材を提供することとしています。また、地雷を除去した後の跡地におけるインフラ整備にも注力しており、地域全体の復興まで目指すことを活動方針としています。結果として、カンボジアでは、2008年からの10年間で約1,700ha (17km²) の地雷原から地雷を除去し、8つの小学校の開設と約60kmの道路整備を実施しました。

2016年8月からはラオスにおける不発弾除去活動の支援も始めました。ラオスは、国土の約36%に不発弾が残されており、その多くがクラスター爆弾の子弹で、子供や農民が毎年被害にあっています。当社は、これまでの経験と技術を駆使してPC130油圧ショベルをベースに対人地雷除去機 (不発弾処理用) を開発し、ラオスの不発弾処理部隊と日本のJMASが中心となって行っているクラスター子弹除去事業に対して機材の無償貸与と技術支援を行っています。

当社は、今後も対人地雷や不発弾の除去と復興支援を通じた社会貢献を継続していきます。



【PC130油圧ショベルベースの
対人地雷除去機 (不発弾処理用)】

G (ガバナンス) への取り組み

「3.コーポレート・ガバナンスの状況および会社役員等に関する事項」(38頁から52頁)に記載しています。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、前期比36億円増の1,456億円となりました。

①部門別の内訳

部 門	設 備 投 資 額
建 設 機 械 ・ 車 両	862億円
リ テ ー ル フ ァ イ ナ ン ス	546
産 業 機 械 他	47
計	1,456

②当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

③当期において継続中の主要な設備の新設、拡充、改修

部 門	主 要 設 備
建 設 機 械 ・ 車 両	小山工場 エンジン工場・油機工場の改修 ・設備概要：エンジン、油圧機器の生産設備
	大阪工場 減速機工場の新設 ・設備概要：減速機の生産設備

(4) 資金調達の状況

当期は、ジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）の買収資金や運転資金、設備資金などへの充当のため、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行、ならびに金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施しました。

当期末の有利子負債残高は、ジョイ・グローバル社の買収資金調達などにより、前期末比4,018億円増加の8,105億円となりました。

また、ネット・デット・エクイティ・レシオ*は、前期末の0.18から、当期末は0.40となりました。

*ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率）＝（有利子負債－現預金）／株主資本

(5) 対処すべき課題

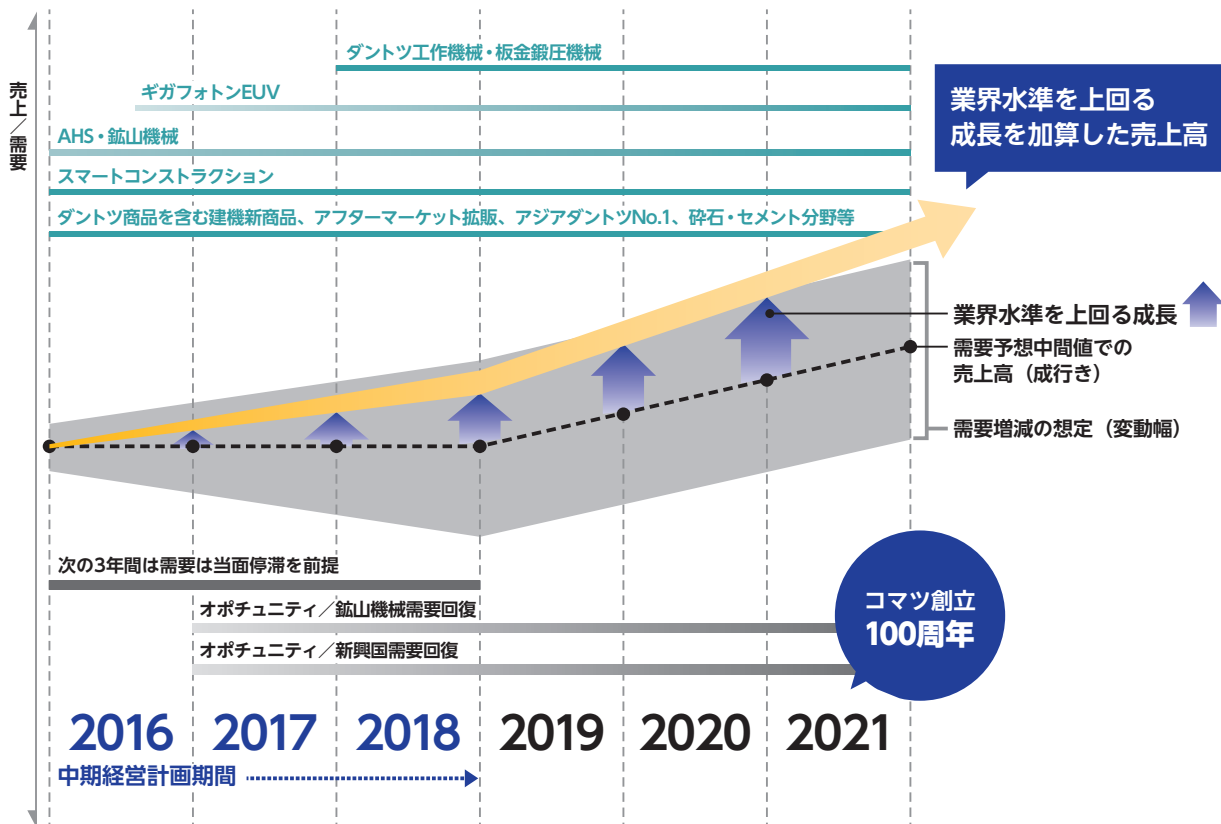
コマツの経営の基本は、「品質と信頼性」を追求し、企業価値を最大化することです。企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和であると考えています。2019年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide –Growth Toward Our 100th Anniversary (2021) and Beyond–」では、お客様の現場をお客様とともに革新し、新しい価値を創造するイノベーションを提供することで、2021年の当社創立100周年に向け、コアビジネスである建設・鉱山機械、産業機械事業での成長を目指し、①イノベーションによる成長戦略、②既存事業の成長戦略、③土台強化のための構造改革の3つの経営戦略に取り組みます。コマツグループの全社員が「コマツウェイ」を共有し、E(環境)/S(社会)/G(ガバナンス)についてもこれまで以上に強く意識しながら以上の重点活動項目にチームで取り組むことで、業績の向上、企業体質のさらなる改善および社会的使命の達成をバランスよく実現していきます。

コマツにおける経営の考え方



100周年に向けた成長のイメージ

中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide –Growth Toward Our 100th Anniversary (2021) and Beyond–」では、イノベーションによる成長と既存事業の成長により、2021年の当社創立100周年に向けて、業界水準を上回る成長を目指します。



当社は、成長のための投資として、2017年4月、コマツアメリカ株式会社を通じて、米国ジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）を買収しました。カスタマーサポート水準の維持向上を大前提として、売上の拡大、コストの削減、投資の抑制という3つの視点でシナジーの創出に努めてまいります。（コマツマイニングとの事業の統合の状況については、24頁から25頁をご覧ください。）

中期経営計画の経営目標

「収益性」、「効率性」、「株主還元」、「健全性」に加え、「成長性」を経営目標の指標としています。また、リテールファイナンス部門は、経営の効率性および財務の健全性の視点から、独自の経営目標を設けています。

成長性	業界水準を超える成長率を目指す。
収益性	業界トップレベルの営業利益率を目指す。
効率性	ROE* ¹ は10%レベルを目指す。
株主還元	①成長への投資を主体としながら、株主還元（自社株買いを含む）とのバランスをとる。 ②連結配当性向を40%以上とし、60%を超えない限り減配はしない。
健全性	業界トップレベルの財務体質を目指す。

リテールファイナンス事業	①ROA* ² 2.0%以上 ②ネット・デット・エクイティ・レシオ* ³ を5倍以下
--------------	---

*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

*3 ネット・デット・エクイティ・レシオ(ネット負債資本比率) = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

経営戦略の進捗状況と次期に向けた課題

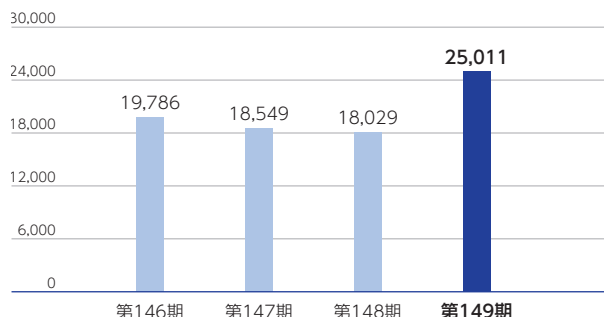
3つの経営戦略	進捗状況	活動の例
1. イノベーションによる成長戦略	実績	・ICT建機の機種拡大 ・スマートコンストラクションの現場導入（国内累計5,000超） ・株式会社NTTドコモ、SAPジャパン株式会社、株式会社オプティムとの、建設生産プロセス全体をつなぐ新プラットフォーム「LANDLOG」の共同企画・運用 ・無人ダンプトラック運行システムの総稼働台数100台超の達成 ・有人ダンプトラックの無人化を可能にする後付キットの開発
	次期に向けた課題	・スマートコンストラクションのさらなる強化・拡大 ・ギガフォトン株式会社におけるEUV光源*・新商品開発 ・次世代KOMTRAXの開発
2. 既存事業の成長戦略	実績	・最新の排出ガス規制に対応した商品の開発・導入 ・M&Aによる部品の販売増 ・アジアトレーニング&デモンストレーションセンタでのカリキュラム拡充 ・カナダにおける林業機械用アタッチメント事業の買収
	次期に向けた課題	・コマツマイニングとの統合推進 ・砕石・セメント分野の強化継続 ・レンタル・中古車事業やリテールファイナンス事業も含めたバリューチェーンのさらなる強化・拡大
3. 土台強化のための構造改革	実績	・着実なコスト改善活動の実施 ・グローバル補給部品オペレーション改革 ・国内の販売会社3社（コマツ建機販売株式会社、コマツレンタル株式会社、コマツリフト株式会社）の合併
	次期に向けた課題	・ICTによる業務改革推進（働き方改革を含む） ・さらなるコスト改善活動の推進 ・グローバルな人材強化、ダイバーシティの推進

*EUVとはExtreme Ultravioletの略であり、EUV光源は次世代の半導体製造技術のひとつです。

(ご参考：連結財務ハイライト)

売上高

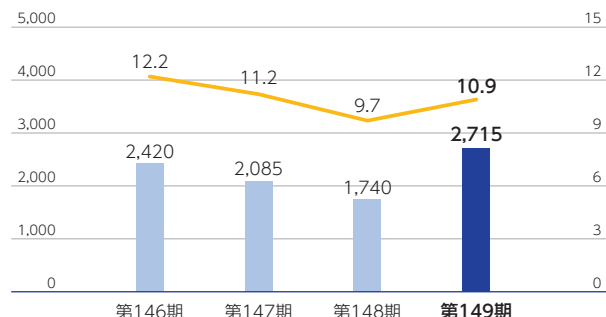
(単位：億円)



営業利益・売上高営業利益率

(単位：億円)

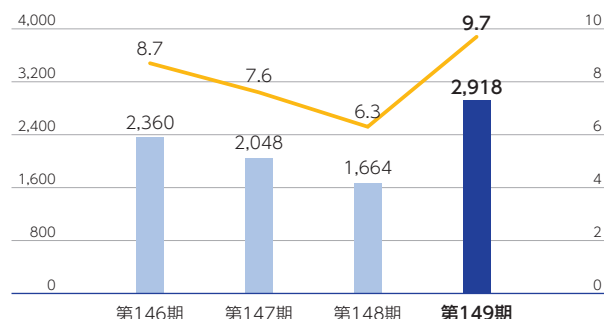
■ 営業利益 ■ 売上高営業利益率 (単位：%)



税引前当期純利益・ROA*2

(単位：億円)

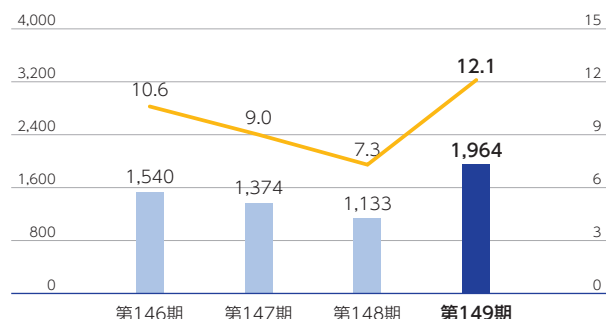
■ 税引前当期純利益 ■ ROA (単位：%)



当社株主に帰属する当期純利益・ROE*1

(単位：億円)

■ 当社株主に帰属する当期純利益 ■ ROE (単位：%)



*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

上記内容を表で一覧にしている「財産および損益の状況の推移」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

⇒ <https://home.komatsu/jp/ir/>



(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2017年4月、コマツアメリカ株式会社を通じて、ジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）を買収し、コマツアメリカ株式会社の完全子会社としました。

(7) 重要な子会社の状況

①重要な子会社（2018年3月31日現在）

名 称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツ建機販売株式会社	本社(神奈川県川崎市)	950百万円	100.0	建設機械販売・サービス
コマツリフト株式会社	本社(東京都品川区)	500百万円	100.0	産業車両販売・サービス
コマツレンタル株式会社	本社(神奈川県横浜市)	100百万円	100.0	建設機械等レンタル
コマツクイック株式会社	本社(神奈川県横浜市)	290百万円	100.0	中古建設機械等販売
コマツキャストックス株式会社	本社・工場(富山県氷見市)	6,979百万円	100.0	鋳造品製造・販売
コマツ物流株式会社	本社(神奈川県横浜市)	1,080百万円	100.0	運輸、倉庫および梱包等の事業
コマツビジネスサポート株式会社	本社(東京都港区)	1,770百万円	100.0	建設機械に係る販売金融
コマツ産機株式会社	本社(石川県金沢市)	990百万円	100.0	鍛圧機械および板金機械等開発・販売・サービス
コマツNTC株式会社	本社・工場(富山県南砺市)	6,014百万円	100.0	工作機械等製造・販売・サービス
ギガフォトン株式会社	本社・工場(栃木県小山市)	5,000百万円	100.0	半導体露光装置用エキシマレーザおよび EUV光源の開発・製造・販売・サービス
コマツアメリカ株式会社	本社・工場(米国)	1,071百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械製造・販売および 米州地域における統括
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場(米国)	2千米ドル	*100.0	建設・鉱山機械部品製造・販売
コマツマイニング株式会社	本社(米国)	5千米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グローバルアンダーグラウンド マイニング有限公司	本社・工場(米国)	—	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グローバルサーフェス マイニング株式会社	本社・工場(米国)	3千米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グローバルロングビュー オペレーションズ有限公司	本社・工場(米国)	—	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツブラジル有限公司	本社・工場(ブラジル)	143百万レアル	*100.0	建設機械および鋳造品製造
コマツブラジルインターナショナル 有限公司	本社(ブラジル)	287百万レアル	*100.0	建設機械販売
コマツホールディング サウスアメリカ有限公司	本社(チリ)	156百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツカミンズチリ有限公司	本社(チリ)	34百万米ドル	*81.8	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グローバルチリ株式会社	本社・工場(チリ)	1,959千米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツフィナンシャル パートナーシップ	本社(米国)	—	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
コマツファイナンスチリ株式会社	本社(チリ)	40百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)	50百万ユーロ	100.0	建設・鉱山機械販売および 欧州地域における統括

名 称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)	23百万英ポンド	*100.0	建設機械製造
コマツドイツ有限会社	本社・工場(ドイツ)	24百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)	6百万ユーロ	*100.0	建設機械製造
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)	397百万 スウェーデンクローナ	100.0	林業機械製造・販売・サービス
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)	5,301百万 ルーブル	100.0	建設・鉱山機械販売
コマツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社(ベルギー)	80百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)	165百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械販売および中国における統括
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)	41百万米ドル	*85.0	建設機械製造
小松山推建機公司	本社・工場(中国)	21百万米ドル	*60.0	建設機械製造
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)	192,780百万 ルピア	94.9	建設・鉱山機械および鋳造品製造・販売
コマツマーケティング・サポート インドネシア株式会社	本社(インドネシア)	5百万米ドル	*94.9	建設・鉱山機械販売・サービス
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)	620百万 タイバーツ	*74.8	建設機械および鋳造品製造・販売
コマツインドシア有限会社	本社・工場(インド)	10,963百万 インドルピー	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
コマツマーケティングサポート オーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)	21百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械販売
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)	30百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グローバルオーストラリア ホールディングカンパニー株式会社	本社(オーストラリア)	443百万豪ドル	*100.0	ジョイ・グローバルオーストラリア株式会社の 持株会社機能
ジョイ・グローバルオーストラリア 株式会社	本社・工場(オーストラリア)	609百万豪ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)	186百万 南アランド	*59.9	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グローバルアフリカ株式会社	本社・工場(南アフリカ)	6,676 南アランド	*74.9	鉱山機械製造・販売・サービス
小松(中国)融資租賃有限公司	本社(中国)	1,630百万元	*100.0	建設機械に係る販売金融
コマツオーストラリアコーポレート ファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)	49百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械に係る販売金融

- (注) 1. *印は、子会社を通じて行っている出資または子会社による出資持分を含めて算出している出資比率です。
2. ジョイ・グローバルアンダーグラウンドマイニング有限会社は、米国デラウェア州法に基づくリミテッドライアビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は2,393百万米ドルです。
3. ジョイ・グローバルロングビューオペレーションズ有限会社は、米国テキサス州法に基づくリミテッドライアビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は1,027百万米ドルです。
4. コマツフィナンシャルパートナーシップは、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は598百万米ドルです。

5. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は227社、持分法適用会社は38社です。

②その他（重要な企業結合の状況等）

- i) 当社は、2017年4月、コマツアメリカ株式会社を通じて、ジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）を買収し、コマツアメリカ株式会社の完全子会社としました。
- ii) 当社は、2018年2月、コマツアメリカ株式会社を通じて、カナダPrenbec Equipment Inc.およびそのグループ会社が保有する林業機械アタッチメント事業（QuadcoブランドおよびSouthstarブランド）を買収しました。
- iii) 当社は、2018年3月、コマツゼネラルサービス株式会社の発行済株式のすべての譲渡を含む一連の取引により、コマツゼネラルサービス株式会社の別荘地管理事業（道路管理、水道・温泉供給事業など）を、株式会社ひまわりに譲渡しました。
- iv) 当社は、2018年4月、コマツ特機株式会社を吸収合併しました。
- v) コマツ建機販売株式会社は、2018年4月、コマツリフト株式会社およびコマツレンタル株式会社を吸収合併し、商号をコマツカスタマーサポート株式会社に変更しました。

(8) 使用人の状況（2018年3月31日現在）

部 門	使 用 人 数
建 設 機 械 ・ 車 両	54,842名
リ テ ー ル フ ァ イ ナ ン ス	205
産 業 機 械 他	3,956
全 社 (共 通)	629
計	59,632

- (注) 1. 使用人数は前期末に比べ12,428名増加しています。その主な理由は、2017年4月にジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）を子会社化したことによるものです。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属している者です。

(9) 主要な借入先（2018年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,307億円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,150
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	843
農 林 中 央 金 庫	610

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しました。

「主要な事業内容」・「主要な営業所および工場」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

⇒ <https://home.komatsu/jp/ir/>



2. 会社の株式および新株予約権等に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,955,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 943,777,474株 (自己株式28,190,186株を除く。)
- (3) 株主数 149,459名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	62,612千株	6.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	62,405	6.61
太陽生命保険株式会社	34,000	3.60
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	33,514	3.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	20,339	2.15
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	18,638	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	18,451	1.95
株式会社三井住友銀行	17,835	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	17,183	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	17,029	1.80

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、自己株式28,190千株を保有していますが、上記大株主から除外しています。

(5) 新株予約権の状況

新 株 予 約 権 の 数 (合 計)	目 的 と な る 株 式 の 数	(ご参考) 発行済株式総数
12,270個	1,227,000株	943,777,474株 (自己株式を除く。)

「会社の新株予約権等に関する事項」の詳細につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

⇒ <https://home.komatsu/jp/ir/>



3. コーポレート・ガバナンスの状況および会社役員等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

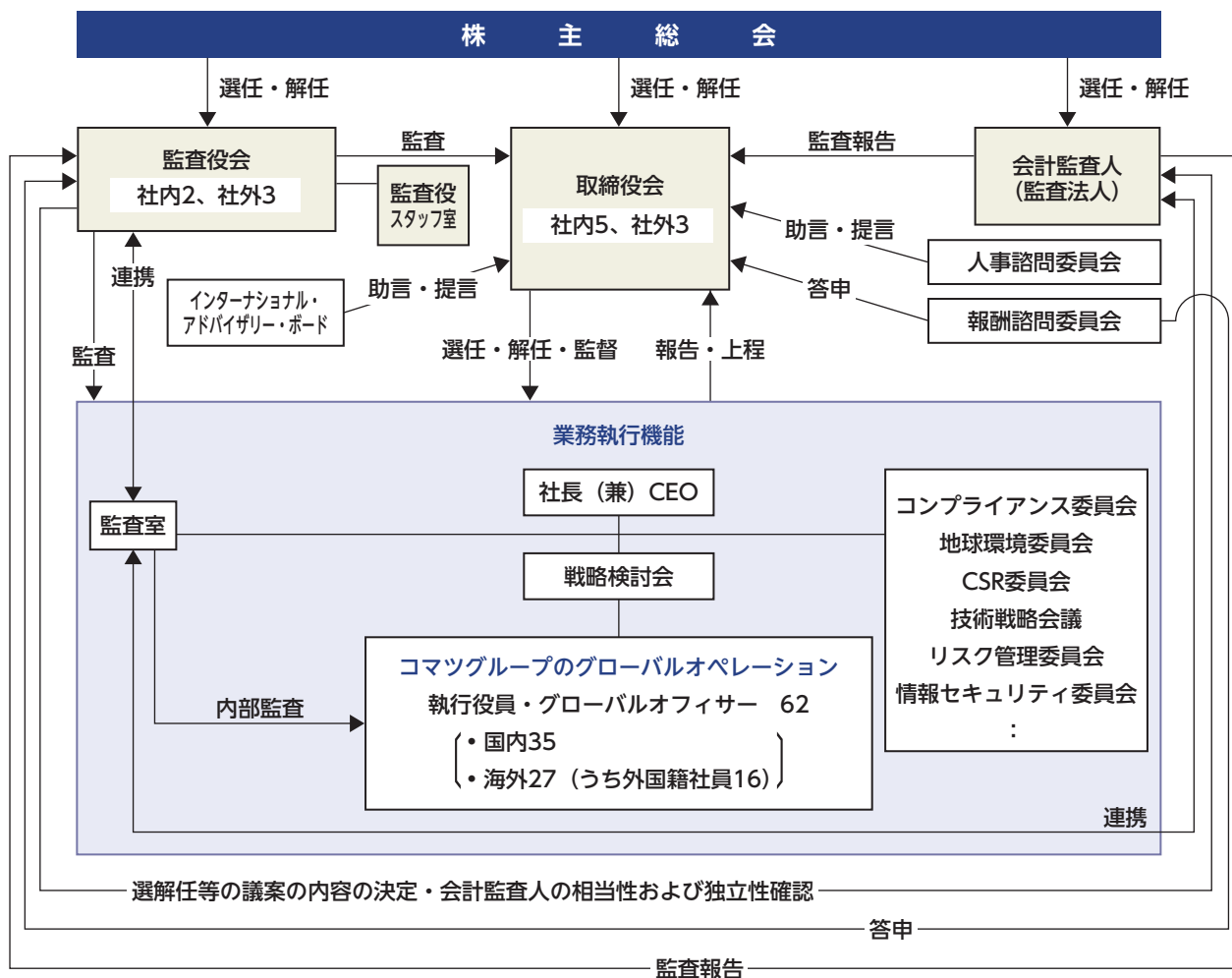
当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えています。株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるため、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンスの仕組み

当社では、取締役会をコーポレート・ガバナンスの中核と位置づけ、取締役会の実効性を高めるべく、経営の重要事項に対する討議の充実、迅速な意思決定ができる体制の整備や運用面での改革を図っています。このため、当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役および社外監査役を選任するとともに、取締役会の構成員数を少数化しています。

当社では、取締役会の実効性向上のための改善に努めており、取締役会の実効性についての評価・分析を毎年行っております。当期の評価・分析の結果、いずれの評価項目においても概ね高い水準にあり、実効性についての重要な問題点の指摘はありませんでした。

また、当社は、内部統制システムとして「業務の適正を確保するための体制」（40頁から43頁）を整備し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めています。



(注) 上記の図は2018年3月31日現在のものです。

(3) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりです。

1 内部統制に係る基本方針

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。

企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識している。取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めている。また、取締役会によるガバナンスの実効性を高め、十分な審議と迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の運営の改善を図っている。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の記録およびその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令および社内規定の定めるところにより、適切に保存し、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高める努力を続けると同時に、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

- ①リスクを適切に認識し、管理するための規定として「リスク管理規程」を定める。この規程に則り、個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。
- ②リスク管理に関するグループ全体の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- ③重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために以下を実施する。

- ①取締役会を原則として月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。
- ②執行役員制度を導入するとともに、取締役および執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役および執行役員等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「決定権限規程」等の社内規定を定める。

③取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置する。執行役員等は、戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行する。

5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令および「取締役会規程」の定めに従い、経営上の重要事項について決定する。

取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務執行を監督し、それらの状況を取締役に報告する。

コンプライアンスを統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。また、法令順守はもとより、すべての取締役および社員が守るべきビジネス社会のルールとして、「コマツの行動基準」を定めるとともに、コンプライアンスを担当する執行役員を任命し、コンプライアンス室を設置するなど、ビジネス社会のルール順守のための体制を整備し、役員および社員に対する指導、啓発、研修等に努める。

併せて、法令およびビジネス社会のルールの順守上疑義のある行為に関する社員からの報告・相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を設ける。

6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社規程」および関連規則を定める。また、「コマツの行動基準」は、グループに属する関係会社すべてに適用する行動指針として位置付ける。これらの規定および基準をもとに、関係会社を所管する当社の各部門は、所管する各会社を管理・サポートし、グループ各社では業務を適正に推進するための諸規定を定める。
- ②主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ③当社の「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「輸出管理委員会」等の重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ④特に重要な関係会社には、リスクおよびコンプライアンスも含めた事業の状況について、当社取締役会に定期的に報告させる。
- ⑤当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、主要関係会社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制制度およびその適正な運用状況について監査および指導する。また監査室は、グループ全体の内部統制制度の構築および運用状況、ならびにその結果について、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

関係会社を所管する当社の各部門は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、所管する各会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が当社の連結経営に多大な影響を及ぼす事項を実施する場合、当社の事前承認または当社への事前連絡を求める。さらに、当社は、関係会社の取締役会付議基準、取締役会の開催頻度、出席状況、付議議案の報告を受け、関係会社の職務執行の状況を継続的に把握することで、グループ全体の経営の効率化を図る。

6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に記載する内部統制およびコンプライアンス体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、専任および兼任の使用人を配置する。

8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役スタッフ室所属の使用人の人事取扱い（採用、任命、異動）については、常勤監査役の承認を前提とする。
- ②監査役スタッフ室専任の使用人は、取締役の指揮命令から独立しており、その人事考課等については、常勤監査役が行う。
- ③当社の常勤監査役は、監査役スタッフ室所属の使用人と、定期的に会議を開催し、監査役スタッフ室の業務遂行の状況を確認する。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、法令に従い、取締役および執行役員等から担当業務の執行状況について報告を受ける。
- ②取締役は、当社およびグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は、内部統制に関する各種委員会および主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書および重要な専決書を閲覧する。

④監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制

当社およびグループ会社の重要経営事項を扱う戦略検討会、ならびにコンプライアンス事項およびリスク管理事項を扱うコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、輸出管理委員会等の委員会に、監査役はオブザーバーとして出席する。

「関係会社規程」および関連規則に基づき、関係会社から報告される経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項は、監査役にも報告される。

「リスク管理規程」および「内部監査規程」は関係会社も対象とし、重要事項は監査役に報告される。

9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社が制定するコンプライアンスに関する原則に、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを明記し、当該原則に従って運用する。

10 監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、執行部門と協議の上、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。

当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

監査役の職務執行に係る費用の管理および執行は、監査役および監査役スタッフ室所属の使用人が行う。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コマツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体とは、一切関係を持たない。」という基本方針を有しており、以下に取り組んでいる。

- ①上記方針を「コマツの行動基準」に明記し、社内およびグループ各社に周知させている。
- ②本社総務部が統括部門となり、警察および外部の専門機関と連携をとりながら、上記方針に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては組織的に毅然と対処すると共に、当該勢力との取引の未然防止等に努めている。
- ③上記の外部機関からの情報収集、教育・研修の参加等も積極的に行い、当該情報の社内およびグループの関係部門間での共有にも努めている。

②運用状況の概要

内部統制システム 全般について	概 要
	会社法改正に伴い内部統制の基本方針を2015年4月に一部改定し、国内外の子会社を含めた内部統制システムの整備を進めています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	1 内部統制に係る基本方針
取締役の職務執行 について	概 要
	①取締役会を15回開催し、取締役会付議基準に基づき経営上の重要事項の決定を行い、業務執行の報告をしました。業務執行報告は連結売上ベースでほぼ100%の事業をカバーしていますが、極めて小規模な事業についても、安全・コンプライアンス・リスクを中心に取締役会で報告をしています。取締役会での議論を尽くすため、十分な審議時間を確保し、重要議案は討議・決議と日を改めて2回取締役会に上程するプロセスを採用しています。
	②また、取締役会では、社長より毎月、安全・コンプライアンス・リスク等の直近の重要事項およびトピックスを報告しています。またCFOより毎月、売上・損益の状況、受注状況、借入金の状況を報告しています。
	③取締役会の記録およびその他稟議書等については、文書管理の社内規定に基づき、適切に保存、管理しています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
リスク管理 について	概 要
	リスク管理委員会を2回開催し、リスク対策実施状況の点検やリスクの未然防止に努めるとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。また、国内外の子会社におけるリスク管理体制の整備を推進しました。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
コンプライアンス について	3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
	概 要
	コンプライアンス委員会では、「コマツの行動基準」の改訂、各種教育・情報発信、内部通報制度の整備・運用をはじめとした諸活動を推進するとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。当期は、コンプライアンス委員会を2回開催しました。また、潜在的リスクの「見える化調査」を行いました。当社では情報誌「みんなのコンプライアンス」を毎月継続的に発行し、13年目を迎えました。また、コンプライアンス上の主要なリスクについては、定期的な監査を行い予防に努めています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社管理 について	概 要
	①グループのガバナンス強化のため、重要子会社49社（国内15社、海外34社）に当社の執行役員および地域統括会社の役員等を取締役、監査役として派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、当社担当部門で子会社の取締役会開催状況を継続的に確認しています。 ②グループ全体の内部統制の一層のレベル向上のため、重要子会社49社において「内部統制の基本方針」を取締役会決議により制定し、またその運用状況を当社の取締役会で確認し、改善に努めております。その他の子会社についても内部統制の体制を整備します。 ③当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が連結経営上の重要事項を実施するにあたっては、当社への事前報告または事前承認を条件としています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制 6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
監査役について	概 要
	監査役は、取締役会、戦略検討会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議への出席、当社および国内外子会社の拠点往査、当社および重要な子会社の代表取締役その他の役員および経営幹部との意見交換、国内子会社の常勤監査役との連絡会および個別面談等により内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。 また、内部監査部門、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。 監査役の職務補助のため、監査役スタッフ室に必要な要員を配置し、監査計画に基づき職務上必要と見込まれる費用を予算計上しています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項 9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制 9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 10 監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
	概 要
	当社および国内子会社においては、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み取引先のチェックを行っています。海外子会社においても、上記と同様の体制の整備を推進しました。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力排除 について	概 要
	当社および国内子会社においては、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み取引先のチェックを行っています。海外子会社においても、上記と同様の体制の整備を推進しました。

(4) 会社役員に関する事項

①取締役および監査役の氏名等（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取 締 役 会 長	野 路 國 夫	株式会社リコー社外取締役* 日本電気株式会社社外取締役*
代 表 取 締 役 社 長	大 橋 徹 二	CEO
代 表 取 締 役 副 社 長	藤 塚 主 夫	CFO 経理・財務、IR管掌
取締役 兼 専務執行役員	黒 本 和 憲	ICTソリューション、マイニング事業管掌
取締役 兼 常務執行役員	森 正 尚	人事・教育、安全・健康管理管掌
取 締 役	奥 正 之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問 パナソニック株式会社社外取締役* 花王株式会社社外取締役* 中外製薬株式会社社外取締役* 東亜銀行有限公司非常勤取締役* 南海電気鉄道株式会社社外監査役*
取 締 役	藪 中 三 十 二	立命館大学特別招聘教授 三菱電機株式会社社外取締役* 高砂熱学工業株式会社社外取締役*
取 締 役	木 川 眞	ヤマトホールディングス株式会社代表取締役会長*
常 勤 監 査 役	山 根 宏 輔	－
常 勤 監 査 役	松 尾 弘 信	－
監 査 役	山 口 廣 秀	日興リサーチセンター株式会社理事長* 三井不動産レジデンシャル株式会社社外監査役* 日本郵船株式会社社外監査役*
監 査 役	篠 塚 英 子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授 日本証券金融株式会社社外取締役* ライフネット生命保険株式会社社外取締役*
監 査 役	大 野 恒 太 郎	森・濱田松本法律事務所客員弁護士 イオン株式会社社外取締役* 伊藤忠商事株式会社社外監査役*

- (注) 1. 取締役奥正之氏、藪中三十二氏および木川眞氏は、社外取締役です。
2. 監査役山口廣秀氏、篠塚英子氏および大野恒太郎氏は、社外監査役です。
3. *印は、「重要な兼職」を示します。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職につき、当社とその兼職先との関係は、次のとおりです。
①社外取締役木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を退任し、2018年4月1日より同社の取締役会長を務めています。同社は、持株会社であり、当社と直接の取引はありませんが、ヤマト運輸株式会社を

はじめとする同社子会社に対し、当社および当社の連結子会社は、運送費等の支払いがあります。なお、その金額は、当社連結の当期における売上原価、販売費および一般管理費合計額の0.1%未満です。

②社外監査役大野恒太郎氏が社外監査役を務める伊藤忠商事株式会社は、海外における建設・鉱山機械の販売・サービス事業に係る当社の一部の連結子会社に出資等を行っています。また、当社は、同社に対して建設機械等の販売の取引があります。なお、その金額は、当期の当社連結売上高の0.1%未満です。

③上記①および②以外は、当社との間に特段の取引関係等はありません。

5. 常勤監査役山根宏輔氏および松尾弘信氏は、当社において経理関係の業務に長く従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は、執行役員制度を採用しています。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

③取締役および監査役の報酬等

i) 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役および監査役の報酬は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、社外委員4名（社外監査役2名、社外取締役1名、社外有識者1名）、社内委員1名にて構成される報酬諮問委員会において、報酬方針および報酬水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

報酬の水準につきましては、報酬諮問委員会において、グローバルに事業展開する国内の主要メーカーとの水準比較を行い、答申に反映させています。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、単年度の連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されます。連結業績の指標としてはROE*¹、ROA*²および営業利益率を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）を加味して、下表の割合で評価し、業績連動報酬の支給合計額を毎年算出します。

【単年度業績連動報酬の指標】

	指 標	割 合
基本指標	連 結 R O E* ¹	50%
	連 結 R O A* ²	25%
	連 結 営 業 利 益 率	25%
調整指標	連結売上高伸率による調整	

* 1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

* 2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

業績連動報酬の水準は、取締役の基本報酬（月次報酬の12ヶ月分）の2倍を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、基本報酬のみ）となります。

なお、業績連動報酬の支給合計額の3分の2相当は、取締役賞与として現金で支給する（ただし、上限は月次報酬の12ヶ月分相当）ものとし、取締役賞与を差し引いた残りについては、株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的に、株式報酬として新株予約権を付与する方法で支給します。（当該株式報酬は、第149回定時株主総会における第6号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件」が承認可決された場合は、譲渡制限付株式報酬として支給します。）ただし、社外取締役への業績連動報酬の支給合計額は、その役割・位置づけを考慮し、基本報酬の3分の1相当額を上限としております。（社外取締役への業績連動報酬は、第149回定時株主総会における第5号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」が承認可決された場合は廃止となります。）

また、監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとしております。

なお、役員退職慰労金については、2007年6月をもって、制度を廃止しました。

* 第149回定時株主総会において、取締役の報酬額および報酬制度の改定ならびに監査役の報酬額改定に関する議案として、第5号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」および第6号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件」を提案しています。かかる改定の概要については、17頁から21頁を参照ください。

ii) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	金銭による報酬				報酬等の 総額
				合計	金銭でない報酬等	
		基本報酬	賞与 (注)3		株式報酬 (注)4	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役	10名	397	255	652	73	725
うち社外取締役	3名	40	9	49	5	53
監 査 役	7名	131	—	131	—	131
うち社外監査役	4名	45	—	45	—	45
合 計	17名	528	255	783	73	856
うち社外役員	7名	85	9	94	5	98

- (注) 1. 当事業年度末日における会社役員の人数は、取締役8名（うち、社外取締役3名）、監査役5名（うち、社外監査役3名）であります。上記には、2017年6月開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名を含んでいます。
2. 2004年6月開催の第135回定時株主総会において、取締役の報酬限度額（賞与および株式報酬を除く。）は月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2012年6月開催の第143回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は月額13.5百万円以内と決議いただいています。また、2010年6月開催の第141回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）および当該360百万円のうち、社外取締役に対する報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議いただいています。
3. 取締役賞与は、第149回定時株主総会における第4号議案「取締役賞与支給の件」において決議予定の支給総額を記載しています。
4. 株式報酬は、取締役に対する金銭でない報酬等として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しています。
5. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
6. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

④社外役員の当事業年度における主な活動状況等

当事業年度における社外役員の主な活動状況および独立性に関する事項は、以下のとおりです。

なお、当社は、氏名横に「独立」のマークを付けた社外取締役および社外監査役を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

i) 社外取締役

氏 名	奥 正之 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有しています。当事業年度は取締役会において、M&A後の統合プロセス、リテールファイナンス事業、取締役会の実効性等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏 名	数中 三十二 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	数中三十二氏は、外務省事務次官を務めた経歴を有しています。当事業年度は取締役会において、各国の政策・需要動向、新興国での事業運営、輸出管理等につき、国際情勢の専門家としての見地からの発言を行いました。また、当社人事諮問委員会の委員を務めました。

氏 名	木川 眞 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社およびヤマト運輸株式会社の代表取締役を務めた経歴を有しています。当事業年度は取締役会において、中期経営計画の進捗管理、アフターサービス、ICTにおけるオープンプラットフォームの提供等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会の委員を務めました。

ii) 社外監査役

氏 名	山口 廣秀		独立
出席の状況	取締役会	100% (15回中15回)	
	監査役会	100% (15回中15回)	
主な活動状況	山口廣秀氏は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有しています。当事業年度は監査役会および取締役会において、M&Aのプロセス、取引・信用リスク、監査体制等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。		

氏 名	篠塚 英子		独立
出席の状況	取締役会	100% (15回中15回)	
	監査役会	100% (15回中15回)	
主な活動状況	篠塚英子氏は、経済・労働・法律等の分野における、幅広い知識と経験を有しています。当事業年度は監査役会および取締役会において、労働安全、人材の有効活用、監査計画等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。		

氏 名	大野 恒太郎		独立
出席の状況	取締役会	100% (11回中11回)	
	監査役会	100% (11回中11回)	
主な活動状況	大野恒太郎氏は、法曹界での豊富な経験を有しています。当事業年度は監査役会および取締役会において、安全・コンプライアンス、情報管理、訴訟リスク等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社コンプライアンス委員会においてオブザーバーを務めました。		

(注) 社外監査役大野恒太郎氏は、2017年6月開催の第148回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会および監査役会の回数が他の社外監査役と異なります。

(5) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額	401百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	687百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を確認し、会計監査人の報酬等の妥当性について検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当社の当事業年度に係る報酬等の額はこれらを含めて記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、コマツアメリカ株式会社をはじめとする35社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に社債発行に関する業務等について、報酬を支払っています。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

4. コマツグループのグローバルオペレーション

当社では、グローバル経営とは、世界の各地域の現場に根ざした顧客密着の活動を展開することと考えており、そのためにこれまで経営の現地化を推進してきました。

そのための仕組みづくりの一環として、2016年度より「グローバルオフィサー制度」を導入しました。2018年4月1日現在、海外ビジネス分野において重要な業務執行機能を担う主要現地法人のトップ層29名が「グローバルオフィサー」として活躍しており、うち、15名（うち、外国籍5名）を当社の執行役員に任命しています。執行役員に任命された社員は、地域のトップとしての役割以外にいくつかのグローバル会議への参画等を通して、経営幹部としての活躍の場をさらに広げています。

当事業年度に実施したジョイ・グローバル社（現 コマツマイニング）の買収をはじめとする海外での事業強化により、グループ内のグローバル化のスピードをさらに上げていきます。また、当社では、世界中のすべての社員が国籍や性別に関係なく、国境を越えて世界中のさまざまな舞台で活躍できるチャンスを提供することがグローバル企業としてのさらなる飛躍・発展のために重要であると考えており、そのためのシステムの構築や仕組みづくりをさらに推進していきます。

5. 女性の活躍を推進する取り組み

当社は、性別や年齢などにかかわらず、社員がその能力を十分に発揮し活躍できることを目指し、女性、高齢者および障がい者の活躍推進ならびにワークライフバランスの浸透に取り組んでいます。特に女性の管理職が男性に比べて少ないことは、改善を進めるべき課題と認識し、女性の積極的な採用、育成、そして出産後もキャリアを継続できる環境の整備等の諸施策を積極的に進めています。

2018年4月1日現在、当社単独での女性管理職は109名（女性管理職比率6.2%、5事業年度で59名増加）であり、女性管理職比率を2021年4月までに10%とする目標を掲げています。国内外のグループ各社においても、社員に占める女性の比率や女性管理職比率等の目標値を設定し、キャリアプランの研修に注力するなど、その達成に向けてさまざまな活動に取り組んでいます。

以 上

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

科目	第149期	(ご参考)第148期
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	144,397	119,901
定期預金	2,460	2,289
受取手形及び売掛金	792,714	619,265
たな卸資産	730,288	533,897
繰延税金及びその他の流動資産	127,732	144,169
流動資産合計	1,797,591	1,419,521
長期売上債権	362,367	313,946
投資		
関連会社に対する投資及び貸付金	32,879	30,330
投資有価証券	9,213	67,716
その他	2,655	2,424
投資合計	44,747	100,470
有形固定資産	740,528	679,027
営業権	155,881	40,072
その他の無形固定資産	173,215	61,083
繰延税金及びその他の資産	98,209	42,363
資産合計	3,372,538	2,656,482

(金額単位:百万円)

科目	第149期	(ご参考)第148期
負債の部		
流動負債		
短期債務	259,093	128,452
長期債務－1年以内期限到来分	70,806	89,391
支払手形及び買掛金	303,556	240,113
未払法人税等	66,541	25,136
繰延税金及びその他の流動負債	289,665	217,090
流動負債合計	989,661	700,182
固定負債		
長期債務	480,698	190,859
退職給付債務	86,374	65,247
繰延税金及びその他の負債	72,215	51,679
固定負債合計	639,287	307,785
負債合計	1,628,948	1,007,967
純資産の部		
資本金	67,870	67,870
資本剰余金	138,450	138,285
利益剰余金		
利益準備金	45,828	45,368
その他の剰余金	1,491,965	1,357,350
その他の包括利益(△損失)累計額	△ 29,150	18,682
自己株式	△ 50,423	△ 50,881
株主資本合計	1,664,540	1,576,674
非支配持分	79,050	71,841
純資産合計	1,743,590	1,648,515
負債及び純資産合計	3,372,538	2,656,482

連結損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

科目	第149期	(ご参考)第148期
売上高	2,501,107	1,802,989
売上原価	1,765,832	1,286,424
販売費及び一般管理費	432,298	339,986
長期性資産等の減損	6,629	1,743
営業権の減損	13,413	—
その他の営業収益(△費用)	△ 11,354	△ 739
営業利益	271,581	174,097
その他の収益(△費用)		
受取利息及び配当金	5,255	3,462
支払利息	△ 18,372	△ 8,212
投資有価証券売却損益(純額)	49,083	178
その他(純額)	△ 15,740	△ 3,056
合 計	20,226	△ 7,628
税引前当期純利益	291,807	166,469
法人税等		
当期分	87,039	51,991
繰延分	△ 652	△ 1,586
合 計	86,387	50,405
持分法投資損益調整前当期純利益	205,420	116,064
持分法投資損益	3,545	3,302
当期純利益	208,965	119,366
控除:非支配持分に帰属する当期純利益	12,555	5,985
当社株主に帰属する当期純利益	196,410	113,381

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

科目	第149期	(ご参考)第148期	科目	第149期	(ご参考)第148期
資産の部			負債の部		
流動資産	590,770	469,336	流動負債	335,041	274,629
現金及び預金	227,016	148,066	支払手形	501	32
受取手形	1,104	1,244	買掛金	115,300	107,640
売掛金	190,861	163,060	短期借入金	30,500	32,270
商品及び製品	33,634	37,421	コマーシャル・ペーパー	68,000	19,000
仕掛品	41,404	30,395	1年内償還予定の社債	—	30,000
原材料及び貯蔵品	2,986	2,816	未払金	7,779	7,911
前払費用	3,275	3,407	未払費用	25,230	21,010
繰延税金資産	12,212	8,973	未払法人税等	37,541	11,912
短期貸付金	57,218	56,467	前受金	828	546
未収入金	19,461	15,887	預り金	25,565	25,466
その他の流動資産	1,968	1,969	賞与引当金	9,079	8,343
貸倒引当金	△ 375	△ 376	役員賞与引当金	213	145
固定資産	714,755	681,060	製品保証引当金	8,806	6,897
有形固定資産	247,880	259,292	その他の流動負債	5,696	3,454
建物	86,582	84,269	固定負債	157,321	107,526
構築物	15,303	14,590	社債	70,000	20,000
機械及び装置	35,765	40,058	長期借入金	35,498	37,500
車両運搬具	671	754	繰延税金負債	—	4,338
工具、器具及び備品	9,376	9,408	製品保証引当金	4,489	1,557
レンタル用資産	52,548	61,101	退職給付引当金	38,923	37,067
土地	43,943	43,190	その他の固定負債	8,410	7,063
建設仮勘定	3,690	5,919	負債合計	492,363	382,156
無形固定資産	15,467	13,190	純資産の部		
ソフトウェア	15,182	12,611	株主資本	809,720	735,472
その他の無形固定資産	285	579	資本金	70,120	70,120
投資その他の資産	451,407	408,576	資本剰余金	140,340	140,281
投資有価証券	1,316	55,330	資本準備金	140,140	140,140
関係会社株式	380,415	290,227	その他資本剰余金	200	141
関係会社出資金	41,449	41,576	利益剰余金	649,312	575,528
長期貸付金	16,559	16,379	利益準備金	18,036	18,036
長期前払費用	1,995	2,075	その他利益剰余金	631,275	557,491
繰延税金資産	8,897	—	特別償却準備金	271	368
その他の投資等	6,387	7,255	固定資産圧縮積立金	11,737	12,084
貸倒引当金	△ 1,482	△ 1,519	別途積立金	210,359	210,359
投資損失引当金	△ 4,132	△ 2,748	繰越利益剰余金	408,907	334,680
			自己株式	△ 50,052	△ 50,457
			評価・換算差額等	992	30,421
			その他有価証券評価差額金	—	30,119
			繰延ヘッジ損益	992	301
			新株予約権	2,449	2,345
			新株予約権	2,449	2,345
資産合計	1,305,526	1,150,396	純資産合計	813,162	768,240
			負債及び純資産合計	1,305,526	1,150,396

損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

科目	第149期		(ご参考)第148期	
売上高	868,403		685,938	
売上原価	624,762		516,070	
売上総利益	243,640		169,868	
販売費及び一般管理費	131,830		126,845	
営業利益	111,809		43,023	
営業外収益				
受取利息及び配当金	40,732		38,778	
その他の営業外収益	1,335	42,067	1,596	40,374
営業外費用				
支払利息	1,239		1,112	
移転価格税制調整金	6,630		—	
その他の営業外費用	9,083	16,953	5,537	6,650
経常利益	136,924		76,747	
特別利益				
土地売却益	44		451	
投資有価証券売却益	46,096		142	
関係会社株式売却益	—	46,140	4,333	4,927
特別損失				
減損損失	284		133	
投資有価証券評価損	145		—	
関係会社整理損	11,613	12,043	—	133
税引前当期純利益	171,022		81,541	
法人税、住民税及び事業税	40,993		15,577	
法人税等調整額	△ 5,090		△ 1,356	
当期純利益	135,119		67,320	

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

株式会社 小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田名部	雅	文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	紳		㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小松製作所の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社小松製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

株式会社 小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田名部	雅	文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	紳		㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小松製作所の2017年4月1日から2018年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

株式会社 小松製作所 監査役会

常 勤 監 査 役	山 根 宏 輔	㊟
常 勤 監 査 役	松 尾 弘 信	㊟
監 査 役	山 口 廣 秀	㊟
監 査 役	篠 塚 英 子	㊟
監 査 役	大 野 恒 太 郎	㊟

(注) 監査役山口廣秀、監査役篠塚英子及び監査役大野恒太郎は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会 会場ご案内

日時 | 2018年6月19日(火) 午前10時

場所 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル東京 本館2階「孔雀の間」(メイン会場)

当日のお問い合わせ先 03-5561-2609 (株)小松製作所総務部)

交通のご案内 |

JR有楽町駅 日比谷口より徒歩5分

JR新橋駅 日比谷口より徒歩7分

日比谷駅 (東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線) より徒歩3分 (A13/A5出口)

銀座駅 (東京メトロ銀座線、丸ノ内線、日比谷線) より徒歩5分 (C1出口)

内幸町駅 (都営地下鉄三田線) より徒歩3分 (みずほ銀行方面出口)



(駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)

※本年から、株主総会にご出席の株主様への記念品
(お土産)の配布を取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



株 主 各 位

第149回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第149回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://home.komatsu.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

- I 事業報告
 - 1. 財産および損益の状況の推移
 - 2. 主要な事業内容
 - 3. 主要な営業所および工場
 - 4. 会社の新株予約権等に関する事項
- II 連結計算書類
 - 1. 連結純資産計算書
 - 2. 連結注記表
- III 計算書類
 - 1. 株主資本等変動計算書
 - 2. 個別注記表

株式会社 小松製作所

I 事業報告

1. 財産および損益の状況の推移

	第146期 (2014年4月 2015年3月)	第147期 (2015年4月 2016年3月)	第148期 (2016年4月 2017年3月)	第149期 (2017年4月 2018年3月)
売上高 (億円)	19,786	18,549	18,029	25,011
営業利益 (億円)	2,420	2,085	1,740	2,715
税引前当期純利益 (億円)	2,360	2,048	1,664	2,918
当社株主に帰属する 当期純利益 (億円)	1,540	1,374	1,133	1,964
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益 (円)	162.07	145.80	120.26	208.25
R O E * ¹ (%)	10.6	9.0	7.3	12.1
R O A * ² (%)	8.7	7.6	6.3	9.7
総資産 (億円)	27,984	26,146	26,564	33,725
株主資本 (億円)	15,289	15,174	15,766	16,645

*1 ROE＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／2)

*2 ROA＝税引前当期純利益／((期首総資産＋期末総資産)／2)

(注) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

2. 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

部 門	主 な 商 品 ・ 事 業	
建設機械 ・ 車両	掘 削 機 械	油圧ショベル、ロープショベル、ミニショベル、バックホーローダー
	積 込 機 械	ホイールローダー、ミニホイールローダー、スキッドステアローダー
	整地・路盤用 機 械	ブルドーザー、モーターグレーダー、振動ローラー
	運 搬 機 械	ダンプトラック、アーティキュレートダンプトラック、クローラーキャリア
	林 業 機 械	ハーベスター、フォワーダー、フェラーバンチャー
	地下建設機械	シールドマシン、トンネルボーリングマシン
	地下鉱山機械	コンティニューアス・マイナー、ロングウォール・シアラー
	資源リサイクル 機 械	自走式破碎機、自走式土質改良機、自走式木材破碎機
	産 業 車 両	フォークリフト
	そ の 他 機 械	鉄道メンテナンス機械
	エンジン、機器	ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、油圧機器
	鋳 造 品	鋳鋼・鋳鉄品
	物 流 関 連	運輸、倉庫、梱包
リテール ファイナンス	販 売 金 融	建設・鉱山機械のリース、割賦
産業機械他	鍛 圧 機 械	サーボプレス、機械プレス
	板 金 機 械	レーザー加工機、プラズマ加工機、プレスブレーキ、シャー
	工 作 機 械	トランスファーマシン、マシニングセンター、クランクシャフトミラー、研削盤、ワイヤーソー
	防 衛 関 連	弾薬、装甲車
	温度制御機器	サーモモジュール、半導体製造用温度制御機器
	そ の 他	半導体露光装置用エキシマレーザー

3. 主要な営業所および工場 (2018年3月31日現在)

(1) 当 社

営 業 所 等	本社 (東京都港区)、開発本部万田地区 (神奈川県平塚市)
工 場	栗津工場 (石川県小松市)、金沢工場 (石川県金沢市)、大阪工場 (大阪府枚方市)、 六甲工場 (兵庫県神戸市)、茨城工場 (茨城県ひたちなか市)、湘南工場 (神奈川県平塚市)、 小山工場 (栃木県小山市)、栃木工場 (栃木県小山市)、郡山工場 (福島県郡山市)

(注) 開発本部内の拠点のうち、工場に併設されているものについては工場に含めて記載しています。

(2) 重要な子会社

名 称	営業所等・工場の所在地
コマツ建機販売株式会社	本社 (神奈川県川崎市)
コマツリフト株式会社	本社 (東京都品川区)
コマツレンタル株式会社	本社 (神奈川県横浜市)
コマツクイック株式会社	本社 (神奈川県横浜市)
コマツキャストックス株式会社	本社・工場 (富山県氷見市)
コマツ物流株式会社	本社 (神奈川県横浜市)
コマツビジネスサポート株式会社	本社 (東京都港区)
コマツ産機株式会社	本社 (石川県金沢市)
コマツNTC株式会社	本社・工場 (富山県南砺市)
ギガフォトン株式会社	本社・工場 (栃木県小山市)
コマツアメリカ株式会社	本社・工場 (米国)
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場 (米国)
コマツマイニング株式会社	本社 (米国)
ジョイ・グローバルアンダーグラウンドマイニング有限会社	本社・工場 (米国)
ジョイ・グローバルサーフェスマイニング株式会社	本社・工場 (米国)
ジョイ・グローバルロングビューオペレーションズ有限会社	本社・工場 (米国)
コマツブラジル有限会社	本社・工場 (ブラジル)
コマツブラジルインターナショナル有限会社	本社 (ブラジル)
コマツホールディングサウスアメリカ有限会社	本社 (チリ)
コマツカミンズチリ有限会社	本社 (チリ)

名 称	営業所等・工場の所在地
ジョイ・グローバルチリ株式会社	本社・工場(チリ)
コマツフィナンシャルパートナーシップ	本社(米国)
コマツファイナンスチリ株式会社	本社(チリ)
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)
コマツドイツ有限会社	本社・工場(ドイツ)
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)
コマツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社(ベルギー)
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)
小松山推建機公司	本社・工場(中国)
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)
コマツマーケティング・サポートインドネシア株式会社	本社(インドネシア)
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)
コマツインドिया有限会社	本社・工場(インド)
コマツマーケティングサポートオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)
ジョイ・グローバルオーストラリアホールディングカンパニー株式会社	本社(オーストラリア)
ジョイ・グローバルオーストラリア株式会社	本社・工場(オーストラリア)
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)
ジョイ・グローバルアフリカ株式会社	本社・工場(南アフリカ)
小松(中国)融資租賃有限公司	本社(中国)
コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)

4. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2018年3月31日現在)

名 称 (発行日)	新株 予約権 の数	目的となる株式の数 (1個当たり株式の数)	1株当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第14回新株予約権 (2010年8月2日)	21個	2,100株 (100株)	無償	1円	2013年8月2日 ～2018年7月31日
第15回新株予約権 (2011年8月1日)	197個	19,700株 (100株)	2,268円	1円	2014年8月1日 ～2019年7月31日
第16回新株予約権 (2011年8月1日)	266個	26,600株 (100株)	無償	1円	2014年8月1日 ～2019年7月31日
第17回新株予約権 (2012年8月1日)	187個	18,700株 (100株)	1,470円	1円	2015年8月1日 ～2020年7月31日
第18回新株予約権 (2012年8月1日)	823個	82,300株 (100株)	無償	1円	2015年8月1日 ～2020年7月31日
第19回新株予約権 (2013年8月1日)	251個	25,100株 (100株)	1,932円	1円	2016年8月1日 ～2021年7月31日
第20回新株予約権 (2013年8月1日)	1,527個	152,700株 (100株)	無償	1円	2016年8月1日 ～2021年7月31日
第21回新株予約権 (2014年8月1日)	386個	38,600株 (100株)	2,010円	1円	2017年8月1日 ～2022年7月31日
第22回新株予約権 (2014年8月1日)	1,685個	168,500株 (100株)	無償	1円	2017年8月1日 ～2022年7月31日
第23回新株予約権 (2015年8月3日)	499個	49,900株 (100株)	1,989円	1円	2018年8月3日 ～2023年7月31日
第24回新株予約権 (2015年8月3日)	1,930個	193,000株 (100株)	無償	1円	2018年8月3日 ～2023年7月31日
第25回新株予約権 (2016年8月1日)	505個	50,500株 (100株)	1,721円	1円	2019年8月1日 ～2024年7月31日
第26回新株予約権 (2016年8月1日)	1,996個	199,600株 (100株)	無償	1円	2019年8月1日 ～2024年7月31日
第27回新株予約権 (2017年8月1日)	281個	28,100株 (100株)	2,599円	1円	2020年8月1日 ～2025年7月31日
第28回新株予約権 (2017年8月1日)	1,716個	171,600株 (100株)	無償	1円	2020年8月1日 ～2025年7月31日
合 計	12,270個	1,227,000株	(ご参考:発行済株式総数 943,777,474株(自己株式を除く。))		

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式です。

2. 「権利行使価額」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をいいます。

(2) 当社取締役および監査役が保有する新株予約権の状況（2018年3月31日現在）

①取締役（社外取締役を除く）の新株予約権の保有状況

名 称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第19回新株予約権	2名	180個	18,000株
第21回新株予約権	3名	244個	24,400株
第23回新株予約権	5名	379個	37,900株
第25回新株予約権	5名	378個	37,800株
第27回新株予約権	5名	263個	26,300株

②社外取締役の新株予約権の保有状況

名 称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第21回新株予約権	2名	14個	1,400株
第23回新株予約権	2名	12個	1,200株
第25回新株予約権	3名	21個	2,100株
第27回新株予約権	3名	18個	1,800株

③監査役の新株予約権の保有状況

名 称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第20回新株予約権	2名	50個	5,000株
第22回新株予約権	2名	54個	5,400株
第24回新株予約権	2名	50個	5,000株
第26回新株予約権	1名	26個	2,600株

(注) 上記は、2018年3月31日現在在任中の監査役が、当社使用人の地位にあった時（監査役選任前）に交付された新株予約権です。

(3) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

名 称	交付対象者	対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の数
第28回新株予約権	当社使用人	78名	1,522個	152,200株
	当社子会社の代表取締役	10名	194個	19,400株

Ⅱ 連結計算書類

連結純資産計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		その他の包括利益 (△損失)累計額
			利益準備金	その他の剰余金	
当期首残高	67,870	138,285	45,368	1,357,350	18,682
現金配当				△ 61,335	
利益準備金への振替			460	△ 460	
持分変動及びその他					
包括利益					
当期純利益				196,410	
その他の包括利益(△損失) －税控除後					
外貨換算調整勘定					△ 21,180
未実現有価証券評価損益					△ 29,433
年金債務調整勘定					404
未実現デリバティブ評価損益					2,377
当期包括利益					
新株予約権の付与及び行使		103			
自己株式の購入等					
自己株式の売却等		62			
当期末残高	67,870	138,450	45,828	1,491,965	△ 29,150

	自己株式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
当期首残高	△ 50,881	1,576,674	71,841	1,648,515
現金配当		△ 61,335	△ 5,010	△ 66,345
利益準備金への振替		－		－
持分変動及びその他		－	1,280	1,280
包括利益				
当期純利益		196,410	12,555	208,965
その他の包括利益(△損失) －税控除後				
外貨換算調整勘定		△ 21,180	△ 1,647	△ 22,827
未実現有価証券評価損益		△ 29,433	－	△ 29,433
年金債務調整勘定		404	10	414
未実現デリバティブ評価損益		2,377	21	2,398
当期包括利益		148,578	10,939	159,517
新株予約権の付与及び行使		103		103
自己株式の購入等	△ 54	△ 54		△ 54
自己株式の売却等	512	574		574
当期末残高	△ 50,423	1,664,540	79,050	1,743,590

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 227社（新規 99社、除外 15社） |
| (2) 持分法適用関連会社の数 | 38社（新規 1社、除外 1社） |

当連結会計年度においてジョイ・グローバル社の買収等により連結子会社の数が増加しております。

2. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) たな卸資産の評価方法及び評価基準

たな卸資産の評価は低価法によっております。原価は、製品及び仕掛品については主として個別法、原材料及び貯蔵品については総平均法により算定しております。また、補給部品の取得原価については主として先入先出法により算定しております。

(3) 投資有価証券の評価方法及び評価基準

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「会計基準編纂書」）320「投資－債券と持分証券」を適用しております。売却可能投資有価証券―――決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法―――定額法

無形固定資産の減価償却方法―――定額法

ただし、会計基準編纂書350「営業権とその他の無形固定資産」に準拠し、営業権及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産については、償却を行わずに少なくとも年1回の減損テストを実施しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金―――債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付債務―――会計基準編纂書715「報酬－退職後給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における予測給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の公正価値の差額を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益累計額に計上しております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で定額償却しております。年金数理計算上の純損失については、回廊（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれかが大きい方の10％）を超える部分について、その発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で、定額償却しております。

(6) 会計方針の変更

当期より、会計基準アップデート2015-17「繰延税金の貸借対照表上の分類」を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を、貸借対照表上で、非流動項目として表示しております。

当期より、米国証券取引委員会スタッフ会計公報118「米国新税制改正法（Tax Cuts and Jobs Act）の会計処理への影響」（以下、SAB 118）及び、会計基準アップデート2018-05「法人所得税 SAB 118に基づく改訂」（以下、ASU2018-05）を適用しております。SAB 118及びASU2018-05は、2017年12月22日に成立した米国新税制改正法の影響について、測定期間中においては合理的な見積りに基づいた暫定金額で会計処理することを認めています。当社は、米国新税制改正法による影響について、現時点で入手し得る情報に基づいた暫定金額を連結計算書類に織り込んでいます。

当期より、会計基準アップデート2017-04「営業権の減損会計の簡略化」を適用しております。同アップデートは、従来、二段階の手続きにより実施されていた営業権の減損テストを一段階で実施し、報告単位の帳簿価額が公正価値を上回る金額を減損損失として認識することを要求しています。当社は、同アップデートを当期に実施した減損テストから早期適用しており、当期に同アップデートに基づいた減損損失を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 受取手形及び売掛金並びに長期売上債権に係る貸倒引当金	23,657百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	850,395百万円
3. その他の包括利益（△損失）累計額には、外貨換算調整勘定、未実現有価証券評価損益、年金債務調整勘定、未実現デリバティブ評価損益が含まれております。	
4. 担保に供している資産	
その他の流動資産	247百万円
合 計	247百万円
5. 保証債務	
従業員、関連会社及び顧客等の借入金に対し、債務保証を行っております。	
保証債務	15,034百万円
子会社の営業上の契約履行義務に対し、債務保証を行っております。	
保証債務	13,694百万円

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり株主資本	1,764円58銭
2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	208円25銭
3. 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	207円97銭

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としております。この方針に従い、短期資金需要に対しては、営業活動から得られたキャッシュ・フローを主として充当し、必要に応じ銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等でまかなっております。また、中長期資金需要に機動的に対応するため、当社は社債発行枠とユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラムを保有しております。

受取手形、売掛金及び長期売上債権については、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらの債権は信用リスクが集中しないよう分散されております。

一部の外貨建て債権・債務については為替の変動リスクにさらされており、これらのリスクを軽減するため、外貨資金繰り予想に基づいて外国為替予約又は通貨スワップ契約を締結しております。

投資有価証券－市場性のある持分証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期及び長期債務については、関連する金利リスクを管理する目的で、金利スワップ契約及び金利キャップ契約を締結しております。金融派生商品に対して、取引相手の契約不履行による信用損失を受けるリスクがありますが、取引相手の信用度が高いため、その可能性は想定しておりません。なお、金融派生商品をトレーディング又は投機目的で契約しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の連結貸借対照表計上額、公正価額及び差額は次のとおりです。

(金額単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	公正価額 (*)	差額
(1) 現金及び現金同等物	144,397	144,397	－
(2) 定期預金	2,460	2,460	－
(3) 受取手形及び売掛金	792,714	792,714	－
(4) 長期売上債権	362,367	362,367	－
(5) 投資有価証券－市場性のある持分証券	1,528	1,528	－
(6) 短期債務	(259,093)	(259,093)	－
(7) 支払手形及び買掛金	(303,556)	(303,556)	－
(8) 長期債務－１年以内期限到来分を含む	(551,504)	(551,188)	316
(9) 金融派生商品－純額	4,225	4,225	－

(*) 負債に計上されているものについては、() 内で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及び金融派生商品に関する事項

(1) 現金及び現金同等物、(2) 定期預金並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価額に近似しております。

(4) 長期売上債権

長期売上債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想利子率で割り引いて算定されます。その結果、連結貸借対照表計上額は、公正価額に近似しております。

- (5) 投資有価証券－市場性のある持分証券
公正価額の見積りが可能な市場性のある持分証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上しております。
- (6) 短期債務並びに (7) 支払手形及び買掛金
これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価額に近似しております。
- (8) 長期債務－1年以内期限到来分を含む
長期債務の公正価額は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定しております。
- (9) 金融派生商品－純額
主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上しております。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額7,685百万円）は、主に市場性のない持分証券であり、「投資有価証券－市場性のある持分証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社グループにおいて保有する賃貸用の土地や建物等の総額に重要性はありません。

【重要な後発事象】

特に記載すべき事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

Ⅲ 計算書類

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
当期首残高	70,120	140,140	141	140,281	18,036	368	12,084	210,359
当期変動額								
特別償却 準備金の取崩						△ 96		
固定資産圧縮 積立金の取崩							△ 346	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			59	59				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	59	59	－	△ 96	△ 346	－
当期末残高	70,120	140,140	200	140,340	18,036	271	11,737	210,359

(金額単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計							
繰越利益 剰余金									
当期首残高	334,680	575,528	△ 50,457	735,472	30,119	301	30,421	2,345	768,240
当期変動額									
特別償却 準備金の取崩	96	－		－					－
固定資産圧縮 積立金の取崩	346	－		－					－
剰余金の配当	△ 61,335	△ 61,335		△ 61,335					△ 61,335
当期純利益	135,119	135,119		135,119					135,119
自己株式の取得			△ 39	△ 39					△ 39
自己株式の処分			444	504					504
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△ 30,119	690	△ 29,429	103	△ 29,325
当期変動額合計	74,226	73,783	404	74,248	△ 30,119	690	△ 29,429	103	44,922
当期末残高	408,907	649,312	△ 50,052	809,720	－	992	992	2,449	813,162

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | | |
|---------------|-------|---------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | ----- | 移動平均法による原価法 |
| 其他有価証券 | | |
| 時価のあるもの | ----- | 決算日の市場価格等に基づく時価法 |
| | | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | ----- | 移動平均法による原価法 |
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | | |
|------------|-------|------------|
| 商品及び製品、仕掛品 | ----- | 個別法による原価法 |
| 原材料及び貯蔵品 | ----- | 総平均法による原価法 |
- なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
- | | | |
|----------------------------|-------|------------------|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | ----- | 定額法 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | ----- | 定額法 |
| リース資産 | | |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | ----- | リース期間を耐用年数とした定額法 |
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 投資損失引当金
- 国内及び海外の非上場会社への投資に係る損失に備えるため、投資先の資産内容及び所在地国の為替相場の変動等を勘案して計上しております。
- (3) 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
- (4) 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
- (5) 製品保証引当金
- 製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき必要額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生事業年度において費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

原則として、国内は客先納入時に、輸出は船積完了時に販売価格の総額を計上しております。
また、据付工事を要する大型機械等は、据付完了時に売上を計上しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

<貸借対照表等に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	438,560百万円
2. 偶発債務	
関係会社等の社債及び金融機関借入金等に対する債務保証残高	125,186百万円
従業員の金融機関借入金（住宅融資）に対する債務保証残高	798百万円
関係会社の社債に対するキープウェル契約残高	115,283百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	204,556百万円
短期金銭債務	76,019百万円
長期金銭債権	17,207百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との間の取引高	
売上高	690,135百万円
仕入高	138,535百万円
営業取引以外の取引高	54,111百万円
2. 移転価格税制調整金	
移転価格に関する事前確認申請の合意に基づき、当社がコマツアメリカ㈱へ支払った、または支払う予定の調整金であります。	
3. 投資有価証券売却益	
カミーズ・インク等の株式の売却益であります。	
4. 減損損失	
当社の資産グループは、主として遊休資産及び賃貸資産においては個別単位で、事業資産においては管理会計上の区分ごとにグルーピングしております。	

このグルーピングに基づき、固定資産の減損を検討した結果、帳簿価額に対し時価が下落している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当期において、当社は特別損失として以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	地域	減損損失 (百万円)
遊休資産	土地	近畿地方	280
遊休資産	土地	中部地方	3

5. 関係会社整理損

コマツゼネラルサービス(株)の別荘地管理事業の譲渡に伴う株式売却損等によるものであります。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	971,967,660株	－株	－株	971,967,660株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）1, 2	28,429,298株	11,455株	250,567株	28,190,186株

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,455株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少250,567株は、ストック・オプションの行使による減少250,400株及び単元未満株式の売渡しによる減少167株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月20日 定時株主総会	普通株式	27,362百万円	29円	2017年3月31日	2017年6月21日
2017年10月27日 取締役会	普通株式	33,972百万円	36円	2017年9月30日	2017年11月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	45,301百万円	48円	2018年3月31日	2018年6月20日

4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
		当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
2009年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	22,000	－	22,000	－
2009年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	29,000	－	29,000	－
2010年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	5,000	－	5,000	－
2010年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	7,200	－	5,100	2,100
2011年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	20,400	－	700	19,700
2011年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	54,400	－	27,800	26,600
2012年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	19,400	－	700	18,700
2012年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	116,400	－	34,100	82,300
2013年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	36,100	－	11,000	25,100
2013年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	199,000	－	46,300	152,700
2014年 新株予約権①（注）1, 2	普通株式	58,900	－	20,300	38,600
2014年 新株予約権②（注）1, 2	普通株式	216,900	－	48,400	168,500
2015年 新株予約権①（注）1, 3	普通株式	49,900	－	－	49,900
2015年 新株予約権②（注）1, 3	普通株式	193,000	－	－	193,000
2016年 新株予約権①（注）1, 3	普通株式	50,500	－	－	50,500
2016年 新株予約権②（注）1, 3	普通株式	199,600	－	－	199,600
2017年 新株予約権①（注）1, 3, 4	普通株式	－	28,100	－	28,100
2017年 新株予約権②（注）1, 3, 4	普通株式	－	171,600	－	171,600

- （注）1. 新株予約権①は会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行したものであります。
また新株予約権②は会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行したものであります。
2. 新株予約権の当期減少株式数は、新株予約権の行使によるものであります。
3. 2018年3月31日現在、新株予約権を行使することができる期間は到来しておりません。
4. 新株予約権の当期増加株式数は、新株予約権の新規発行によるものであります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金	4,054百万円
たな卸資産	677
未払事業税	1,860
賞与引当金	2,769
退職給付引当金	10,929
投資損失引当金	1,260
減損損失	928
投資有価証券・関係会社株式	2,875
減価償却超過額	1,642
貸倒引当金繰入超過額	566
その他	6,485
繰延税金資産小計	34,049
評価性引当額	△ 5,779
繰延税金資産合計	28,270

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 5,244
その他	△ 1,915
繰延税金負債合計	△ 7,160
繰延税金資産の純額	21,110

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コマツアメリカ(株)	所有 直接100%	当社製品の製造・販売	製品の販売他 (注)1	161,369	売掛金	13,130
				増資の引受 (注)2	88,715	—	—
	コマツ建機販売(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売他 (注)1	146,950	売掛金	37,603
				キャッシュ・マネジメント ・システム貸付 (注)3	16,041	短期貸付金	14,797
	(有)コマツ・シー・ アイ・エス	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注)1	50,021	売掛金	12,743
	コマツ産機(株)	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注)1	32,269	売掛金	16,397
	コマツビジネス サポート(株)	所有 直接100%	当社製品に係る販売 金融	キャッシュ・マネジメント ・システム貸付 (注)3	28,628	短期貸付金	12,050
						長期貸付金	16,559
	コマツレンタル(株)	所有 直接100%	当社製品のレンタル	キャッシュ・マネジメント ・システム貸付 (注)3	19,323	短期貸付金	19,046
	小松 (中国) 投資 有限公司	所有 直接100%	当社製品の販売	資金の借入 (注)4	—	長期借入金	28,498
	コマツファイナンス アメリカ(株)	所有 間接100%	資金調達及びグループ 内金融等	債務保証 (注)5	85,792	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品他の販売価格その他の販売条件については、市場実勢を勘案し協議の上で決定しております。

2. 増資の引受については、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

3. キャッシュ・マネジメント・システム貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

4. 資金の借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

5. 債務保証については、同社が発行した社債に対して債務保証を行っております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	859円01銭
2. 1株当たり当期純利益	143円18銭

<重要な後発事象に関する注記>

当社は、2018年4月12日開催の取締役会における決議に基づき、当社の米国における完全子会社であるコマツファイナンスアメリカ(株)が設定したコマーシャル・ペーパープログラム（発行枠1,000百万米ドル）及びコミットメントライン契約（借入枠1,000百万米ドル）に対して保証を行う予定であります。

<その他の注記>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。